

令和7年

南部町議会第1回定例会会議録

令和7年3月 4日 開会

令和7年3月14日 閉会

山梨県南部町議会

令和 7 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 4 日

令和7年南部町議会第1回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和7年3月4日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 南部町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第7号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第8号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第9号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について |
| 日程第14 | 議案第11号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第14号 字の区域の変更について |
| 日程第18 | 議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第19 | 議案第16号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号） |

日程第20	議案第17号	令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第21	議案第18号	令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第22	議案第19号	令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
日程第23	議案第20号	令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第21号	令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正 予算（第1号）
日程第25	議案第22号	令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
日程第26	議案第23号	令和7年度南部町一般会計予算
日程第27	議案第24号	令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和7年度南部町国民健康保険特別会計予算
日程第29	議案第26号	令和7年度南部町介護保険特別会計予算
日程第30	議案第27号	令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第28号	令和7年度南部町睦合財産区特別会計予算
日程第32	議案第29号	令和7年度南部町富沢財産区特別会計予算
日程第33	議案第30号	令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第34	議案第31号	令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第35	議案第32号	令和7年度南部町簡易水道事業会計予算
日程第36	議案第33号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第37	議案第34号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第38	議案第35号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第39	議案第36号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第40	議案第37号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第41	議案第38号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第42	議案第39号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第43	議案第40号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第44	議案第41号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第45	議案第42号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第46	議案第43号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第47	議案第44号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第48	議案第45号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第49	議案第46号	南部町農業委員会委員の任命について
日程第50	一般質問	

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	遠藤成	総務課長	遠藤一明
企画課長（兼） DX推進課長	杉山一陽	財政課長	渡辺雄治
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	渡辺正樹
--------	------

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年1月、アメリカではトランプ大統領が就任し、その動向に連日世界が注目しています。

米国第一主義を主眼とした各政策、特に関税の引き上げ策については、日本経済にとっても重大な試練であり、今後の動向が注視されます。

一方、国内では少数与党による石破政権の運営は、各政策の合意に向けた野党間との協議に難しい運営を強いられている状況です。

この冬、北国では記録的な大雪に見舞われており、昨年行政視察に伺った山形県西川町も度々ニュースに報じられました。訪問時には想像もできなかった雪国の厳しさを映像を通して感じたところです。

さて、本定例会は、令和7年度の当初予算をはじめ、条例の一部改正など重要な議案が提出されております。

また、初めて予算決算特別委員会による委員会審査も予定されており、事前に協議会も開催したところです。初めてのことで議事進行に多少の混乱もあるかと思いますが、関係の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、第1回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和7年南部町議会第1回定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番 望月光彦議員、および8番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長からお手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願陳情等についてであります。本定例会に付する請願、陳情等はありません。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度会計の令和6年11月分、12月分、令和7年1月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたので、ご承知願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第6 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 南部町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第8号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第9号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第10号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

日程第14 議案第11号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第13号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について

日程第17 議案第14号 字の区域の変更について

日程第18 議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第 19 議案第 16 号 令和 6 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 5 号）
 日程第 20 議案第 17 号 令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
 日程第 21 議案第 18 号 令和 6 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
 日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
 日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 24 議案第 21 号 令和 6 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 25 議案第 22 号 令和 6 年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）
 日程第 26 議案第 23 号 令和 7 年度南部町一般会計予算
 日程第 27 議案第 24 号 令和 7 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
 日程第 28 議案第 25 号 令和 7 年度南部町国民健康保険特別会計予算
 日程第 29 議案第 26 号 令和 7 年度南部町介護保険特別会計予算
 日程第 30 議案第 27 号 令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 31 議案第 28 号 令和 7 年度南部町睦合財産区特別会計予算
 日程第 32 議案第 29 号 令和 7 年度南部町富沢財産区特別会計予算
 日程第 33 議案第 30 号 令和 7 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第 34 議案第 31 号 令和 7 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第 35 議案第 32 号 令和 7 年度南部町簡易水道事業会計予算

以上、日程第 4 議案第 1 号から日程第 35 議案第 32 号までの 32 件について、会議規則第 37 条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

第 1 回定例会開催に当たり、提出をいたしました案件の説明に先立ちまして一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第 1 回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝を申し上げます。

さて、先月 9 日、文化ホールにおいて、本町の町立図書館名誉館長を務める絵本作家の宮西達也先生によるステージショーが開催されました。

当日は、スクリーンに映し出されたイラストに沿って、「おまえうまそうだな」や、「モグラのモーとグーとラーコ」をお客さまと一緒に朗読するなど、大変な盛り上がりでした。

また、宮西先生が手がけた町の公式キャラクターのタケノコマンの着ぐるみが初めて登場し、会場を盛り上げ、県内外から訪れた約 400 人の親子が楽しみました。

宮西先生は、「町の皆さんのおかげで素晴らしいステージが完成した。来年もぜひやりたい。」と話しておりました。

私も、子どもたちの楽しむ姿を拝見し、本町の人口減少対策、子育て支援に一層の力を注いでいく決意をいたしました。

また、16 日の日曜日には、万沢西行地区において民家を全焼する火災が発生しました。

富沢分団と南部分団 10 部の消防団員に出動を依頼し、私も現場に駆けつけました。ご家族は出火当時不在だったため無事でしたが、火災の影響で付近の国道 52 号は約 2.5 キロの区

間で約3時間通行止めとなり、隣接する住民の外壁を焼くなど騒然といたしました。

出火の原因は不明ですが、一瞬で全ての財産や、今までの家族の思い出、記録を無にしてみよう火事の恐ろしさを痛感いたしました。

今定例会終了後、人事異動を発令し、新年度に向けての体制がスタートいたしますが、世の中の動きと同様、役場においても職員不足が顕著であり、その分職員には今まで以上に負担をかけますが、行政の停滞は許されませんので、チーム南部としてしっかり日々の業務に対応してまいります。

それから、本町の思惑だけでは対処できない幾多の大きな問題があります。こちらは、私が本町の立場を踏まえながら行動してまいります。

それから、嬉しい報告があります。今月9日には、いよいよ上徳間に天空の古民家遊がオープンいたします。明日5日には、プレオープンレセプションが行われます。私も招待を受けておりますので参加いたしますが、話をお聞きしている限りでは、交流人口増には間違いなく寄与していただける施設ですので、大変楽しみにしております。

それでは、12月定例会以降の行政報告をいたします。

12月25日、峡南広域行政組合議会臨時会が開会され、組合議員の高橋茂広議員、望月小五郎議員ともども出席してまいりました。

条例改正1件、規約の変更2件、補正予算3件、監査委員の選任についてご承認をいただきました。

1月6日、仕事始め式を木内秀樹議長に出席いただく中、執り行いました。令和7年の新春を迎え、昨年末に流行しましたインフルエンザを教訓に、職員それぞれが健康には十分留意する中で、意識改革を促し、一人ひとりがスキルアップを図り、1年間しっかりと仕事をするよう訓示をいたしました。

1月11日、「はたちのつどい」を文化ホールで開催し、63名の若者を祝福いたしました。今後も仲間たちと交流を深め、南部町に関わりながら素晴らしい大人になっていただけるようお祝いを申し上げます。

1月12日、南部町消防団恒例の出初식을文化ホールと南部の火祭り会場の2部構成で挙行いたしました。

一斉放水では、消防ポンプ車10台が無火災、無災害を祈念し、天高く一斉放水いたしました。町を火災や災害から守るという崇高な使命を担う消防団員の勇姿に敬意を表するとともに、望月研団長を先頭に、さらなる団員の士気高揚に期待するところであります。

1月14日、身延山第92法主内野日総猊下の一週忌を望月幹也身延町長と一緒に参列してまいりました。

翌1月15日、身延山久遠寺で南部警察署管内の交通安全祈願祭が執り行われ、本堂での安全祈願の読経に続き、境内でパトカーなど関係車両の安全運行を願い、僧侶による加持祈祷など、荘厳な雰囲気の中で執り行われ、出席者一同、交通安全を願いました。

1月16、17日、21日と22日の4日間にわたり、令和7年度の当初予算町長査定を行いました。新年度の予算は、一般会計で学校適正配置事業をメインに、昨年度より3億5,200万円多い57億3,200万円を本定例会に上程させていただくことといたしました。

1月28日、29日、岩手県二戸市で開催されました令和・南部藩首長会議に出席してまいりました。

盛岡藩南部家第46代当主南部利文氏を特別ゲストに迎え、南部氏の歴史によって結ばれる縁を温め、情報交換や情報共有を図り、交流と連携をしてみいました。

2月5日、6日の2日間にわたり、山梨県町村長研修会が全国町村会館で開催され、出席いたしました。

東京大学教授で数理論理学者でもある西成活裕の渋滞学からの経営改善など、2日間にわたり講義を受け、山梨県知事、県選出の国会議員や町村長と意見を交わしてみいました。

2月9日、冒頭のあいさつでも述べさせていただきましたが、文化ホールにおいて、町立図書館名誉会長を務める絵本作家の宮西達也先生によるステージショーが開催され、参加してみいました。

その席上、宮西名誉館長から南部町の子どもたちのために使ってほしいと100万円のご寄附をいただきました。

2月12日、最終区長会を開催いたしました。本年度もさまざまな地域事業、何かとご苦労があったことと思います。1年の早さを痛感するとともに、地域発展と行政支援にご尽力いただいた区長の皆さまに感謝状を贈呈させていただきました。

2月12日、13日、各課長と面談を行い、令和6年度事業の進捗状況や業務上の課題、7年度に向けて取り組むべきテーマなどについて聞き取りをいたしました。

2月13日、たけのこまつり実行委員会が開催され、今年のたけのこまつりは4月13日に開催されることが決定されました。

2月14日、身延町総合文化会館において、リニア開業に向けた意見交換会が知事を交えて開かれ、参加してみいました。

議員の方々にも参加していただき、今後の山梨県の事業計画について説明と活発な意見交換がされ、山梨の未来展望が示されました。

2月21日、峡南衛生組合議会定例会が開会され、組合議員の望月光彦議員、塩津悟議員ともども出席してみいました。

条例の一部改正3件、補正予算1件、当初予算1件の計5件についてご承認いただきました。

2月25日、今年度第3回目の総合教育会議を開催し、南部地区小学校の統合のことや、教育委員会特別重点施策についてなど、教育委員の皆さまと協議をいたしました。この会議も開催するごとに非常に大きな意義と重要性を持つことを痛感しております。今後も教育委員の皆さまと十分な議論を重ねながら、町の教育と文化を高めてみたいと思います。

2月26日、南部町役場において、峡南南部地域医療連携推進法人みなみやまなしの会議が午後6時から9時まで行われ、コンサルによるこれまでの調査結果から今後の方向性が示されました。これに対して、出席者から数々の意見が出され、結論が出るまでには至りませんでした。私も席上、本町の状況や今後の対応を踏まえ、しっかりと苦言を申し上げました。この問題は、3町の合意を取り付けるまでにはまだまだ紆余曲折が予想されます。

以上で行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会への提出議案は、条例の制定が2件、全部または一部改正が9件、条例の廃止が1件、組合格約の変更が1件、字の区域変更が1件、人事案件が14件、令和6年度補正予算が8件、令和7年度当初予算が10件の合計46件であります。

それでは、議案集の３ページをご覧ください。

議案第１号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。刑法等の一部を改正する法律及び関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、７ページ、議案第２号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの登載のために必要な措置を講じるものであります。

続きまして、１０ページ、議案第３号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、１３ページ、議案第４号 南部町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。こちらも育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、１５ページ、議案第５号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院の給与勧告及び山梨県人事委員会の給与勧告に鑑み、南部町職員の給与等についても同様の措置を講じ、扶養手当および通勤手当の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、１９ページ、議案第６号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定についてであります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、職員等の旅費に関する条例について所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、３３ページ、議案第７号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉施設の設備および運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例の一部の改正を行うものであります。

続きまして、３７ページ、議案第８号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国の子ども子育て支援法が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、４０ページ、議案第９号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域包括支援センターに配置する３職種につきましては、それぞれ常勤職員の配置が必須でしたが、改正により緩和されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、４３ページ、議案第１０号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止についてであります。宅地造成等規制法を改正する宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されたことに伴い、本条例の適用範囲を超える規制となるため、本条例を廃止するものであります。

続きまして、４５ページ、議案第１１号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の改定に伴い、引用している条番号の条ずれが生じるため、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、47ページ、議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域の防火防災活動の中核を担う消防団員が減少していることから、団員の処遇改善を図り、団員確保の一助とするため、現在の報酬年額を国が示す標準額へ引き上げすることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、49ページ、議案第13号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についてであります。峡南広域行政組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。

続きまして、52ページ、議案第14号 字の区域の変更についてであります。字の区域の変更につきましても、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。

続きまして、議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の確定見込み等の精査を行い、編成いたしました。

主な歳入は、地方交付税、国庫支出金、寄附金が増額補正、県支出金、繰入金、町債の減額補正であります。

歳出は、将来の財政需要に備えるための公共施設整備基金へ積み立てを行います。

また、経費の削減や事業の確定による不用額等の減額調整予算となっており、保健衛生費関連の委託料や林業振興費関連の補助金、社会教育施設の工事費などを減額いたします。

なお、国庫補助金による非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金事業につきましては、当補正予算に計上し、来年度当初から給付を行える体制を整えます。

繰越明許費は、ただいまの給付金事業をはじめ、年度内の予算執行が完了できない見込みである5事業について、追加変更をお願いするものであります。

また、地方債補正につきましては、各事業の確定に伴う変更を行うものです。

次に、議案第16号から議案第21号までの6特別会計補正予算と議案第22号の簡易水道事業会計補正予算につきましても、事業完了に伴う精算および実績見込みに伴う補正が主な内容であります。

続きまして、議案第23号から議案32号までの当初予算10件について説明いたします。

最初に、議案第23号 令和7年度、南部町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ総額で5億7億3,200万円を計上しました。前年度に比べてプラス6.5%、額にしまして3億5,200万円の増額となります。

主な歳入ですが、町税は8億5,400万6千円、地方交付税は25億。国県支出金は6億9,061万1千円です。

なお、町債発行額は6億9,720万円で、その内訳は過疎債6億5,600万円、脱炭素事業債3,540万円、防災対策事業債580万円です。

次に、歳出ですが、主な事業としまして、学校適正配置事業による睦合小学校の改修工事のほか、地域の強靱化を目的とする橋梁整備事業や、林道整備事業などの経費を計上いたしました。

続いて、議案第24号から議案第31号までの8件の特別会計につきましては、経常的経費を中心に編成しております。

なお、8会計の合計額は26億7,987万1千円で、対前年度比2.3%の増となります。

続いて、議案第32号の令和7年度南部町簡易水道事業会計予算であります。公益的支出と資本的支出の合計は6億3,690万9千円で、対前年度比5.8%の増となります。

以上で、提案説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第4 議案第1号から日程第9 議案第6号および日程第16 議案第13号について、遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第10 議案第7号から日程第11 議案第8号について、望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第12 議案第9号について、近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第13 議案第10号について、尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第14 議案第11号について、岡村水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第15 議案第12号について、金井交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第17 議案第14号について、佐野産業振興課長。

(補足の説明・省略)

○議長 (木内秀樹君)

次に、日程第18 議案第15号から日程第35 議案第32号について、渡辺財政課長。

○財政課長 (渡辺雄治君)

(補足の説明・省略)

○議長 (木内秀樹君)

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は12時45分をお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後12時45分

○議長 (木内秀樹君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長 (木内秀樹君)

日程第36 議案第33号から日程第49 議案第46号 南部町農業委員会委員の任命についての14件を、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長 (佐野和広君)

それでは、議案第33号から議案第46号までの農業委員会委員の任命についてであります。が、農業委員会法により、農業委員の選出については議会の同意を得て任命することとなります。

現在14名の委員がおりますが、この3月31日に任期を迎えることから、委員を任命する必要がありますので、ご提案させていただくものです。

なお、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

それでは、委員としてご提案する14名の方を申し上げます。

まず、議案第33号 万沢5734番地1、一瀬辰治氏、61歳。

次に、議案第34号 万沢1269番地6、遠藤嘉英氏、77歳。

次に、議案第35号 上佐野286番地、久高栄司氏、66歳。

次に、議案第36号 福祉5518番地、久保川昭弘氏、72歳。

次に、議案第37号 成島2725番地、芦川幸雄氏、74歳。

次に、議案第38号 塩沢1258番地、三澤國博氏、79歳。

次に、議案第39号 福祉22477番地1、仲亀訓勝氏、74歳。

次に、議案第40号 中野1860番地1、佐野京子氏、70歳。

次に、議案第41号 楮根2687番地、佐野耕一郎氏、76歳。

次に、議案第42号 福祉10365番地、望月政文氏、69歳。

次に、議案第43号 南部9531番地、遠藤敬悟氏、75歳。

次に、議案第44号 十島103番地、佐野さなゑ氏、74歳。

次に、議案第４５号 本郷１３６３番地１、長坂正志氏、７０歳。

次に、議案第４６号 福祉２３８７番地、土屋公夫氏、７３歳。

以上の１４名の方を農業委員会委員としてご提案するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件のうち、日程第１６ 議案第１３号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について、および日程第３６ 議案第３３号から日程第４９ 議案第４６号 南部町農業委員会委員の任命についての１４件については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第１６ 議案第１３号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について、および日程第３６ 議案第３３号から日程第４９ 議案第４６号 南部町農業委員会委員の任命についての１４件については、本日、先議することに決定いたしました。

端末資料⑪、議案集４９ページをお開きください。

日程第１６ 議案第１３号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１６ 議案第１３号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第１６ 議案第１３号について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第１６ 議案第１３号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第１６ 議案第１３号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１６ 議案第１３号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第３６ 議案第３３号から日程第４９ 議案第４６号 南部町農業委員会委員の任命についての１４件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

議案集は58ページ、日程第36 議案第33号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集59ページ、日程第37 議案第34号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集60ページ、日程第38 議案第35号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集61ページ、日程第39 議案第36号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集62ページ、日程第40 議案第37号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集63ページ、日程第41 議案第38号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集64ページ、日程第42 議案第39号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は65ページ、日程第43 議案第40号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集66ページ、日程第44 議案第41号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集67ページ、日程第45 議案第42号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、議案集68ページ、日程第46 議案第43号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集69ページ、日程第47 議案第44号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集70ページ、日程第48 議案第45号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集71ページ、日程第49 議案第46号 南部町農業委員会委員の任命につい

てを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに採決いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 議案第1号から日程第15 議案第12号および日程第17 議案第14号から日程第35 議案第32号までの31件について、順次質疑を行います。

なお、これらの審議については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査をお願いいたします。

それでは、端末資料⑪、議案集3ページをお開きください。

まず、日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、7ページをお開きください。

日程第5 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、10ページをお開きください。

日程第6 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、13ページをお開きください。

日程第7 議案第4号 南部町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第4号についての質疑を終局いたします。

次に、15ページをお開きください。

日程第8 議案第5号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第5号についての質疑を終局いたします。

次に、19ページをお開きください。

日程第9 議案第6号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

旅費についてですが、前職の頃に、旅行した際に必ず日当というものがついてきたのですが、これに関する変更はないですか、今までどおりもらえるとって問題ないか。

○議長（木内秀樹君）

総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

日当につきましては変更がございます。

特別職においては2,600円、管理職については2,200円が、今まで日当として、ついておりましたが、今後は宿泊手当ということで2,400円に統一されるということになります。

以上であります。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、33ページをお開きください。

日程第10 議案第7号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、37ページをお開きください。

日程第11 議案第8号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、40ページをお開きください。

日程第12 議案第9号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、43ページをお開きください。

日程第13 議案第10号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について、質疑がありませんか。

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

説明がされたかどうか、不明瞭なのですが、今後は1千平方メートル以上、高さ3メートルという規格になるため、町の条例ではこれを超えているので、廃止しますという話として受け取ったのですが、盛り土の量が増え、かさが増し、高さも上がると、今まではそれよりも量が少なく、高さも低かったから安全性は保たれていたのだろうと感じるのですが、量が多くなることによって、災害等の関係での影響は全く考えなくていいのか、その辺りはどう考えているのでしょうか。

的が外れていたら申し訳ないです。

○議長（木内秀樹君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

ただいまの質問についてお答えします。先ほどの規模ですけれども、1千平方メートル以上、高さ3メートルが今の町の規定になります。盛土規制法では500平方メートル以上もしくは高さ1メートルとなります。県のほうでそちらについて調査をしまして、届出や許可をしていくということになります。

○7番議員（望月光彦君）

分かりました。

私が勘違いしていました。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

ほかに質疑がありますか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

町のホームページのほうに、この盛土のほうがイラスト付きで6つの規模ということで書いてあります。これ以外にほかにあるのかどうかと、それと説明の中で、一応3件、町にありますと、2件終わって、1件は残っていますということを言われたと思うのですけれども、その場所を教えていただきたいのと、こちらは建設会社にどういった周知をするか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

まず1点ですけれども、6カ所、6パターンということでありますけれども、基本的にはその6パターンとなっております。

また、もう少し詳しくということであれば、県と事業者や県民への説明会の資料がございますので、そちらをまた参考にさせていただければと思いますので、建設課のほうに聞いていただければと思います。

次に、3カ所のうちで2カ所の終わっているところは、1つ目が井出の3472番地になりまして、佐野川の左岸になります。

もう一つは、福士の18852番地ほかで、徳間の南又の奥になります。

今現在、届け出が出ているところで、まだ進行中のところは南部の9172番地1ほか、昭和町地内になります。

先ほども言いましたけれども、事業者への周知ということで、令和6年11月27日に県立文学館で事業者向けの説明会を開催しておりますので、そちらのほうへ参加しているかと思われますけれども、それ以外であれば建設課に来ていただければ説明はいたしたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、45ページをお開きください。

日程第14 議案第11号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、47ページをお開きください。

日程第15 議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、52ページをお開きください。

日程第17 議案第14号 字の区域の変更について質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑫、一般会計補正予算をご用意ください。

日程第18 議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）について、質疑を行います。

質疑は、すべての会計において事項別明細書により行います。

はじめに歳入について質疑を行います。

15ページから23ページ、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出27ページから32ページ上段、総務費で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、32ページ上段、民生費から37ページ上段、衛生費まで、質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

34ページの6目の物価高騰対策重点支援金について、950世帯、3万円、2,850万円、こういった支援を受けると、町民の方は、また支援を受けられるのだと非常に喜んでいるようでした。日程が先ほど4月から順次行うという説明でしたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この給付金でありますけれども、非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金という形で、今回950世帯に3万円ということで予定をしております。

スケジュール的なものにつきましては、現在システムの構築を行いまして、3月の下旬ぐらいまでには、一定の方の把握をさせていただいて、4月上旬には対象になる方々に、ご案内を差し上げるような流れで、現在進めようと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、37ページ中段、農林水産業費から42ページ中段、消防費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、42ページ中段、教育費から最終46ページ、公債費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑬、特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第19 議案第16号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号）について、11ページから15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第17号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

について、事業勘定 29 ページから 37 ページ、直営南部診療施設勘定 45 ページと 49 ページ、直営万沢診療施設勘定 57 ページと 61 ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 20 議案第 17 号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第 21 議案第 18 号 令和 6 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、71 ページから 79 ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 21 議案第 18 号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）について、89 ページと 93 ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 22 議案第 19 号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、103 ページと 107 ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 23 議案第 20 号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第 24 議案第 21 号 令和 6 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、117 ページと 121 ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 24 議案第 21 号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑭、事業会計補正予算書をご用意ください。

日程第 25 議案第 22 号 令和 6 年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）について、7 ページ、資本的収入及び支出について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 25 議案第 22 号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑮、令和 7 年度一般会計予算書をご用意ください。

日程第 26 議案第 23 号 令和 7 年度南部町一般会計予算について、質疑を行います。

はじめに歳入、第 1 款款町税から第 14 款使用料及び手数料について、17 ページから 24 ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第 15 款国庫支出金から第 16 款県支出金について、24 ページ上段から 30 ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第17款財産収入から最後の第22款町債について、30ページ下段から36ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費について、39ページから62ページ上段まで、質疑はありませんか。

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

54ページのDX推進課のところの、13の使用料及び賃借料と何か委託料といいますか、システムの使用料で381万5千円とありますが、このシステムとはどういったものですか。

○議長（木内秀樹君）

DX推進課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

システム使用料の381万5千円になりますが、内訳といたしまして、ロゴフォームの使用料が12カ月分46万2千円、それからロゴチャット使用料こちらも12カ月分になりますが110万8,800円、それからロゴアシスタント使用料こちらは生成AIになりますけれども、こちらは12カ月分で92万4千円、ガブテックエクスプレスと言いまして、公式LINE、こちらの使用料が、12カ月で132万円となっております、トータル381万5千円ということになります。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

55ページの14目の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金ですが、ここに水道料の4月から7月までの減免がうたわれているのですが、実際に何回か水道料減免をやっていて、前回のときにもその効果等について検証するという話が出ていましたが、その辺りの効果検証について町ではどの程度考えていたのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

今考える中で、その検証をどのようにしていくかというのは、思い当たらない部分がございますが、この事業に関しましては、毎年、年度末に検証をして、ホームページのほうにも掲載をしております。

今回の水道料になりますが、こちらもまた4月から7月ということで4カ月分になりますが、今回が第5弾ということになりまして、今までトータルで20カ月分の水道料の減免をしてお

りまして、今回24カ月になりますので、約2年間の水道料の減免ということになります。こちらにつきましては、町民、それから各世帯ですね、どうしても使わなければならない水の料金ですので、どの家庭でも、これが免除されるということは、物価高騰等々の対策には十分なっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、課長が言われたことも、本当にもっともだなと思うのですが、2カ月間、基本料金のみで、お金をたくさん払ってない家庭というのが約33%になります。現在、非常に物価が上がっていて、苦しいというような家庭も多く見られます。ですので、水道料というのは公平という面では、多く使ったところにお金が流れますので、低所得とか、家族が少ないとか、お金に非常に苦労しているようなところは、そんなに大きく水道料を使わない。そこに持ってきて、この減免という、これは5回目ということなので、もう少し、先ほど挙げたような層に厚くかかるようなことを、これから先考えていってもらってもいいのではないかと考えています。

先ほど言われたように5回目ということで、6回、7回、8回、9回と、ずっとやっているからいいよという話ではなく、効果を検証してやっていったほうがいいのではないかと、思っているのです、その辺りはご検討いただければと思います。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

実はこの件ですけれども、前には商品券をやりました。この水道をやりまして、いろいろな人の意見を聞くと、やっぱり水道料の減免は非常にありがたいと。

つい最近も、障害者とかそういう人たちの買い物に行ってこの話をしましたら、本当に喜ばれていました。ですので、われわれが思っている以上に、皆さんに浸透しているようであり、他町にはない試みだと思しますので、私は非常にいい施策だなと思っています。

こうするために、今回はどうするのだという話で、関係各部署から集めて、やっぱりそれがいいのではないかという結論のもとに出しましたから、ぜひその辺りはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

43ページの総務費の18節、今年初めてこの宅配ボックスの予算がついたと思われます。配送を担当する人たちも大変行ったり来たり、ということで苦労しているのはニュースでも流れております。これは大変いいことだと思うのですが、20万円の予算でどの程度の規模のものを考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

こちらの20万円の予算ですが、20件ということで、予算は県が1万円、町が1万円ということで20件分を考えております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

こちらについては県の施策で、知事が自ら言って実施されたものになります。

私はこの意見にはあまり賛成ではありませんでした。それで、南部町とすれば、他は全部やりましたけど、少し様子を見ようということで、そうはいってもうちが遅れていましたから、今回やることになったのですが、実はそこまで、他所での話を聞いていても、あまり効果はないようです。

マンション等ならともかくとして、私も考えてみれば、自分の家にそのボックスが置かれて、逆にどうするのだという気がしています。

物流会社のことを考え、そういう施策を打ったのですが、あまり恩恵がないような気がしています。これがもし本当に効果がある、ということになれば、またうちとしてもさらに予算付けをしようかなと思っていますけど。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

町長が言われたとおり、これはやってみないと分からない話で、若い人たちは多分住宅を建てたときには、宅配ボックスを置きたいと思うのですが、南部町の場合はちょっとそうではないところがありますので、様子を見ながらぜひ対応していただけたらと思います。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費について、62ページ中段から79ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費について、79ページ中段から87ページ中段まで、質疑はありませんか。

望月憲之典議員。

○2番議員（望月憲之君）

12の委託料の中にインフルエンザの予防接種ということで、説明の中に今年から带状疱疹という話がありましたが、いつから接種できるのか、またどのぐらいの負担をしていただける

のか、このへんをお願いします。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

インフルエンザ等予防接種の委託料の中に、今年、令和7年の4月から带状疱疹ワクチンが定期接種化と、市町村の実施主体という形でスタートいたします。現在、その準備を行っている最中でありまして、これは峡南5町で一緒に予診票等の作成を行い、3月中には終了させてお配りをし、4月1日から接種可能という形を考えております。

現在、带状疱疹も2種類のワクチンがございます。生ワクチンといって、これは1回だけの接種ののですが、標準的な接種費用が8,860円となっていますので、町で半分の4,400円の助成を考えております。

それから、組み替えワクチンという2回打つワクチンがございますけれども、こちらのほうは単価が高くなり、1回2万2,060円の接種費用がかかります。これに対して、やはり半分の1万1千円を助成して、2回打ちますので、1人に対して、2万2千円、町で助成という形で考えております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産費から第6款商工費について、87ページ下段から99ページまで、質疑はありませんか。

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

93ページ、まず一つは、竹林整備事業補助金で240万円、これは今年度、竹林整備は2件だけといった話を聞いたのですが、実際にはどのくらい実施されていて、この予算をどの程度の件数で計画しているのか。

それから、南部町の林業成長産業対策で500万円計上されていますが、毎年森林組合に500万円、そのあとまた、乾燥用重機を500万円補助したのか、毎年そういった事業費を使われているようですが、今回この500万円は、どう使おうとして計画を組んでいるのか。

それから、未使用間伐材で、これは100万円、集材支援、これはまたどういうものに使われるのか。実際に物を出して、それに補助金等を色々出しているのか、どういう使い方をしていくのか説明をお願いします。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの質問にお答えします。

1件目の竹林整備の関係ですが、6年度については2件ほどで、60万円でありました。

7年度については8件を予定しておりまして、240万を計上させていただきました。

続きまして、林業成長産業対策の関係ですが、これについては坂本林業に機械の要望がありまして、それを計上する予定であります。

未利用材については、バイオマスの関係で、間伐材として有効活用しようということで、その補助金として、1トン当たり1千円という形で計上させていただいております。

以上となります。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

未利用の件について一点、バイオマスの方に持って行くということですが、実際にどれほど使われたのでしょうか。その実績を基準にして計画されていると思いますが。あと竹林整備について、6年度の実績が2回ということですが、荒れている竹林というのは、まだまだ多くあると思っています。それで、補助金が1区画、1戸につき上限30万円。あと1割は個人が負担ということで、広いところというのは、その30万円の金額では整備しきれない。同じような形で、そこをもう1度30万円で補助をするということは可能なのでしょうか。それとも1回やればもう終わりなのか。全く同じところを繰り返しやってくださいと言っているわけではなく、広いから途中まで実施したうえで、残りをもう一回申請というのは可能かどうかということを知りたいです。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの望月議員の質問にお答えします。

竹林整備の関係ですが、1度やったところについては5年経過した場合、という形で進めております。規模の関係があるのですが、要綱上、1筆という形で進めており、上限が300平方メートルというような形になっていますので、補助金を活用したい条件に整備していくことを考えるのであれば、要綱の整備も検討していかなければならないと考えております。

未利用間伐材の件ですが、今年度、令和6年1月から12月までの実績が、1,720トンで、県内が988.8トン、県外が732トンということで、実際バイオマスを活用するには程遠い状況になっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

しつこく話をして申し訳ないのですが、竹林整備をやるグループというのは3、4グループ南部町にあるようですが、竹林整備をやりたくても、去年は2件しかなかったためあまりできなかったという感じもあるようです。

実際に竹林を見ても荒れているところも見受けられるので、できれば先ほど言ったように、1区画というのではなく、その区画でまだ荒れているところがあれば、補助を出して、竹林をきれいにし、特産物であるタケノコが十分市場に行き渡るように、ぜひお力添えをいただきたいのですが、検討していただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

補助金を活用できる条件について、また要綱等を見直ししながら進めていきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

同じ段のところですが、特定鳥獣害の対策ということで、耕作放棄地をなるべくなくそうということで、トウモロコシを作ったり、あるいは大豆を作ったりしているのですが、やはり鹿とか猿が最近多くなってきました、猟友会へ話をし、もっとたくさん捕ってくれというのを秋ごろに話をしたところ、予算がもうなくなってしまって、捕ることができないという話がありました。

今年度については、昨年度よりも増えているのでしょうか。それとも、そういった年度の途中でなくなってしまう、こういうことに対しての対応というのは、今後可能かどうか教えてください。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

鳥獣害の関係ですが、3月の部分については、今年度非常に捕獲されておりまして、鹿についても5年度が225頭に対して、6年度は286頭となっております。これは1月末現在です。

イノシシについても倍程度、令和5年度は55頭で、6年度については104頭と非常に多く、3月では補正で対応させていただく形にしております。

7年度については、6年度の実績を基に数量を算出してあります。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について、100ページから106ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第8款消防費について、106ページ上段から109ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、109ページ中段から149ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費について、149ページ下段から151ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩、令和7年度特別会計予算書をご用意ください。

日程第27 議案第24号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について質疑を行います。

13ページから19ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第28 議案第25号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに、事業勘定の歳入について、41ページから45ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

49ページから57ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、73ページから81ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、97ページから103ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第28 議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第29 議案第26号 令和7年度南部町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに、歳入について、123ページから128ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

131ページから144ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第29 議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第30 議案第27号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、161ページから166ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第30 議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第31 議案第28号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計予算について、183ページと187ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第31 議案第28号について質疑を終結いたします。

次に、日程第32 議案第29号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計予算について、199ページから204ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第32 議案第29号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第33 議案第30号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、215ページと219ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第33 議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第34 議案第31号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、231ページから235ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第34 議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑰、令和7年度事業会計予算書をご用意ください。

日程第35 議案第32号 令和7年度南部町簡易水道事業会計予算について、14ページから17ページ、収益的収入及び支出について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、18ページと19ページ、資本的収入及び支出について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第35 議案第32号についての質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定によりお手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会および予算決算特別委員会へ提出議案を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会、予算決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時10分です。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第50 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、7番、望月光彦議員の質問を許します。

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

それでは、お時間をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

質問内容は、特用林産物、農産物の加工施設整備の進捗状況について、お伺いしたいと思います。

本町の林業や農業は、専業者はほとんどなく、兼業生産者がほとんどであります。

その林家や農家が丹精込めて生産した、特用林産物、農産物の多くは、自家消費されていますが、栗、タケノコの瓶詰、メンマ、野菜の漬物、ジャムなどは、これまで個人的に加工食品として、道の駅などに出荷し販売をしてきました。

しかし、食に対する環境の変化や、国際基準などに対応して、食品の安全を確保するため、令和3年6月に食品衛生法が改正されました。

法律の周知をするため、3年間の経過措置が設けられましたが、令和6年5月末日で終了し、6月から完全施行となりました。

これにより、家庭で自由に加工して販売することが可能であった、生産者加工品は、衛生基準を満たした施設であることや、所管する保健所の営業許可を取ること、食品衛生責任者を委任することが義務付けられました。

これまで販売することができた、田舎の家庭の味は、法律の規制により気軽に皆さまに提供することが不可能となってしまいました。

わが家の自慢の味を作り続けてきた多くの生産者からは、今から高額な費用をかけて施設を

整備したり、食品衛生責任者を選任したりすることはできないという声が聞こえてきました。

できうるなら、町の協力を得て共同加工施設の整備をしてもらえないだろうかという要望が、多くの生産者から、町に届けられているものと承知しております。

町長は、生産者の切実な声に耳を傾け、地域振興の観点からも、共同加工施設の整備と対策に向けて取り組むよう、産業振興課にすでに指示を出したと聞いております。

しかしながら、多くの生産者は、高齢者も多く、今後どのような展開になっていくのか、町からの情報が当事者に届いていないように私は感じております。

そこで、ここまでの進捗状況と、これからのスケジュールについて、詳細にお示しください。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

望月光彦議員の特用林産物、農産物の加工施設整備のここまでの進捗状況とこれからのスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもありますとおり、食品衛生法の改正に伴い、一般家庭でのたけのこの瓶詰めや漬物類の製造・販売においても、営業許可の取得と施設の整備が必要となりました。

これを受けて、多くの生産者の皆さまから共同加工施設の整備についての要望を賜り、町としてもその必要性を強く感じ、直ちに対応することといたしました。

ここまでの経緯と具体的な進捗についてであります。1つ目は、保健所へ施設整備に向けての相談であります。保健所と相談し、必要な施設整備の詳細を確認いたしました。

2つ目は、販売団体との打ち合わせでありました。加工施設の販売に関して、両道の駅、里山研究会、商工会、JAと打ち合わせを行いました。

道の駅なんぶは距離的な問題から参加が難しいとのことでしたが、商工会は別の場所で加工施設を検討中です。

JAと里山研究会からの強い意思表示はありませんでしたが、道の駅とみざわが生産者を集め、運営管理組織を立ち上げることに同意しました。

3つ目は、生産者との意見交換会であります。

町として多目的利用が可能な施設整備を検討している旨を生産者に伝え、アンケートを実施し、生産者の意向確認を行いました。

4つ目は、商工会所有施設の活用交渉であります。商工会所有の施設を、加工施設として活用する話を進めております。

5つ目は、道の駅とみざわとの打ち合わせであります。生産者との打ち合わせと、アンケート結果を基に、共同加工施設の運用に向けて話し合いを行い、中心的な団体として施設管理と組合組織の立ち上げについて同意を得ることができました。

6つ目は、生産者団体の組織づくりであります。生産者組織の中心的な役割を担っていただく方にお集まりいただき、施設管理と組合組織の立ち上げについて協議し、問題点等を話し合いました。

7つ目は、生産者との合意形成であります。アンケートで施設利用を希望する生産者を集め、これまでの経緯を説明し、組織メンバーとして活動に参加してもらうことを了承いただきました。

た。また今後、組織の委員として規約・規定の作成にも関わってもらいたいことをお願いいたしました。

具体的な進捗状況と今後のスケジュールについて、まず、施設整備と設備設置の進捗状況ですが、必要経費について、道の駅とみぎわの指定管理料として補正予算に計上し、施設整備を進めてまいります。

次に、管理運営体制の整備についてであります。道の駅とみぎわの指定管理料を当初予算に計上し、指定管理者と生産者団体の組織メンバーと協力しながら進行中です。

次に、施設利用ガイドラインの策定についてであります。全町民が公平に利用できるよう、規約・ガイドラインの整備を進めており、完成次第公表したいと考えております。

今後の予定としましては、4月上旬を目途に営業許可を取得し、たけのこの瓶詰めなどの加工品が生産できるよう施設運用を開始する予定です。

これにより、町民の皆さまが誰でも利用できる加工施設を提供し、特産林産物や農産物の加工食品を、これまでと同様に製造販売することを可能とし、地域振興を図ってまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんが、何か発言はありますか。

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

詳細な説明をしていただきました。ありがとうございました。

昨年を振り返ってみますと、農産物の加工品を作ることができないために、急遽個人的に加工施設を造った人たちもおります。

一方では、この年になって多額の金額をかけて施設を造るというのはできないので、先ほども述べましたように、町で何とかしてほしいという要望が非常に多くの方々から寄せられました。その中で、この1年間という短い期間ではありましたが、産業振興課長が中心となり精力的に活動を進めていただき、4月上旬めどに加工が可能となる予定という回答をいただき、これまでの活動に心から敬意と感謝を申し上げます。

実現まで残すところあと1カ月余りとなり、町民へのPRを含め、今後の追い込みをお願いしたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月光彦議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番、仲亀佳定議員の質問を許します。

8番、仲亀佳定議員。

○8番議員（仲亀佳定君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

耕作放棄地を再生可能にするための二地域居住を推進する政策に取り組む考えはということで、お聞きいたします。

本町にある、広大な耕作放棄地を再生可能とするための一つの方法として、二地域居住者が町内の空き家を購入した場合、農地の所有権移転が可能とすることができないのかお伺いした

いと思います。

本町の人口は、平成15年の合併時には、1万1千人ありましたが、令和6年12月末日では、7千人を割り込み、加速度的な人口減少が今もなお続いております。

これにより、さらに進む過疎化に比例して空き家も増加し、すでに400件を超える状況となっております。

空き家件数の増加に伴い、耕作放棄地も目に見えて拡大しております。町内の394ヘクタールの農地も、農業従事者の高齢化による担い手不足が拍車をかけ、耕作放棄地は180ヘクタールとなっております。荒れ果てた農地は、景観も悪く、放置しておくとなんと獣の棲家になりかねません。

すでに町内には、移住してきて定住している方もおり、中には農業をしている方もおります。

居住者の方にお話を伺ったところ、南部町に移り住んでみると、非常に良いと、楽しみながらの自給自足の農業に大変満足しているとおっしゃってございました。

山梨県でも、人口減少対策の一つとして二地域居住を推進しております。

この二地域居住をより推進することで、耕作放棄地の再生活用につながり、町の活性化にもなるのではないのでしょうか。

週末は癒しを求めて南部町で過ごし、平日は都市部で仕事をする。定期的に豊かな自然を満喫できること。これは、都会人にとって、最高の夢だそうです。

隣町の身延町では、すでに二地域居住政策に力を入れております。

そこでは、移住者が取得した農地の転用が可能となり、耕作放棄地を再生活用する中で、多くの方がお米やあけぼの大豆を耕作しているそうです。

そこで、本町で今後も増え続けることが予想される耕作放棄地面積を減少させるためには、二地域居住者が農地を転用することが可能となる柔軟な政策を打ち出すべきと私は考えております。

町内の空き家を容易に所有することができ、クラインガルテンを発展させたような仕組みを取り入れれば、交流人口の増加にもつながるのではないのでしょうか。

また、移住者を含め、新たな就農者が営農指導を受けることが可能となるような組織づくりも重要であると考えます。

農地法や、農振法による制約が懸念されるところもありますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

仲亀佳定議員の質問が終わりました。

佐野産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

仲亀議員から、時を得たご質問をいただきました。

国会の、石破首相の所信表明演説において、居住地以外の地域に「ふるさと住民」として登録する制度の創設を検討する方針が示されたところです。

また昨年5月には、都市部と地方に生活拠点を持つ二地域居住を促進する関連法案も成立いたしました。

まさに、議員がおっしゃるとおり、本町は人口減少と過疎化の中で、耕作放棄地および空き

家の増加が大きな問題となっております。

本町の人口は合併時の1万1千人から、令和6年12月末で7千人を割り込み。また、空き家もすでに400件を超え、令和5年度調査では509件となっております。隣町を含む全国的な二地域居住政策の成功事例が多くみられます。

本町においても、耕作放棄地の再生利用は、地域活性化につながる可能性が極めて高いと認識しております。

議員ご指摘のように、二地域居住者が町内の空き家を購入し、農地の所有権移転を可能にすることで、農地の有効活用が進むことが期待されます。

これにより、自然環境の魅力を生かし都市住民のニーズにも応えることができるのではないかと考えます。

今回ご質問の農地の所有権移転申請に対する柔軟な対応ということではありますが、農地の所有権移転につきましては、農地法第3条の申請を町農業委員会に提出し、町農業委員会の判断により、許可が決定されます。それをもって、法務局での所有権移転登記となります。

これまで、農地の所有権移転については、取得する農地と合わせた面積が2千平方メートルを超える農家であることが条件となっております。

昨今の現状を踏まえ、移住者であっても農地が取得できるように、農家認定の下限面積が撤廃され、たとえ一坪でも誰でも取得できるようになりました。

しかしながら、農地法第3条申請において、最も重要視されているのは、取得者がしっかりと管理営農できているか否かという点であり、この観点は今も変わっておりません。

二地域居住者においては、住民票の有無に関わらず、実際に通いながら農業をすることが可能なかどうか、一番の判断基準となっており、申請地近隣の農業者の証言や実績が必要となります。

農地法につきましては、定住政策と相反する部分も多く、機会あるごとに国や県に対し規制緩和すべきと訴えておりますが、現状では実現が難しい状況です。

このように農地法や農振法に基づき、農地の所有権移転には制約がありますが、これらの制約を遵守しながら、空き家の利活用や二地域居住、および新たな就農者が円滑に営農できるような環境を整えることで、町づくりや地場産業への関わりを促すきっかけになることが期待されます。

耕作放棄地問題に対して、二地域居住政策を通じて有効かつ持続可能な解決策を見出すことは、本町の活性化に大きく貢献するものと確信しております。

今後もさまざまな視点から政策を関係各課と調整、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

議員の皆さまや町民の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、ともに進めてまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんでしたが何か発言はありますか。

仲亀佳定議員。

○8番議員（仲亀佳定君）

非常に素晴らしい回答をいただいたわけですが、今後も二地域居住者がさらに増えることではないかと思いますが、早い時期に所有権移転が可能になることを期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、課長が言ったこと、また仲亀議員の質問も非常にそのとおりだと思います。

なかなか農地法とか難しいこともありますが、実は私は、現在、県の土地改良連合会の役員をしております。つい先日も農水省の方が何人か見えたので、この問題についても私からも提起をしました。

現状を言いますと、こういった山梨県の町村というのは、この問題について、非常に困っているところがあるので、その辺りの規制を何とかしてほしいということは訴えております。今回お会いした方は、かなり有力です。山梨県出身者の官僚であり、将来非常に楽しみな人ですので、またそういう機会がありましたら、強く訴えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、仲亀佳定議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは私のほうから、2問について、質問をさせていただきます。

最初に、学校における1人1台端末の活用状況と支援について、お伺いをいたします。

文部科学省は2019年12月に「全ての子どもたちの可能性を引き出し、質の高い学びの実現に向け、ICT環境の整備を進めていくGIGAスクール構想」を発表いたしました。

南部町においても、「GIGAスクール構想の実現に向けた計画」を策定し、2020年度には各学校小学校3年生から中学3年生にタブレット端末の整備を行い、小学校1年・2年生は整備済みタブレットを使用することで、GIGAスクール構想の実現に向け整備が整いました。

2021年度には、整備済の小・中学校全学年において、各クラス1日2回から3回以上活用するという目標を立て、この計画では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行により、臨時休校や分散登校が発生した時でも、ICTを活用したオンラインによる学習支援、学習支援ソフト等を用いて課題の配信、あるいは宿題への回答確認、デジタル教材を教員間や児童生徒間で共有することができるとしております。

それでは、導入された1人1台端末は有効に活用されているのでしょうか。

昨年8月、県公立小中学校長会の小学校部会が県内の公立小学校の学級担任を対象に、授業での1人1台端末の活用頻度を調査しております。期間は昨年4月1日から7月31日の活用頻度を尋ねております。

授業での「ほぼ毎日」と答えた割合は48.3%、「週に数回」が37.2%で、週に数回以上活用する割合は85.5%になります。2021年の前回調査の49.2%であったことから、端末の活用は約1.7倍に増えております。

この調査の中で、端末利用における課題については、活用頻度が増え、鉛筆でノートに書く

作業が減ることで「児童の書く力・想像力の低下」というものを挙げております。

また、求める支援については、「ＩＣＴ支援員の配置」、「活用例・授業案例」、「活用に関する研究・研修」としています。

端末の活用では、教師を支援するツールとしてのＩＣＴ環境や学習支援ツールも必要であり、学習状況の把握・分析・評価を行うことが大事であります。

南部町では１人１台端末を活用する上で、ＩＣＴ環境や学習支援ツールの支援は充分なのか、児童の課題、教師の求める支援について、どのように対応していくのか、また、教師による学習状況の把握・分析・評価についてどうしているのかお伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

望月憲之議員の質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

GIGAスクール構想は、全ての児童生徒が情報技術を駆使できるような環境を整備することにより、質の高い教育機会を均等に提供し、デジタル時代に対応した人材育成を目指して進められております。

また、令和３年に中央教育審議会がまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」で示された、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を実現するためにも、１人１台端末を整備し活用することは必要であるとされております。

端末が整備され、ＩＣＴの基本的な操作方法や入手した情報を活用する情報活用能力を備え、また自分の学びの特性を自覚し個別最適な学びを進めていくスキルや、他者と学びあう協働的な学びのスキルを備えることで、各教科における深い学びが実現されます。

この過程では、子どもたちが自分の学びを自分で自覚し更新していくことによって、コンピテンシーが伸び、このことが「資質・能力の育成」につながり、教科の学習能力のみならず、これからの社会を支えていく人材の育成につながっていくといわれています。

端末の使用頻度につきましてはご指摘のとおりで、本町が毎年度独自に行っている調査におきましても、令和５年度末の調査では、児童生徒の使用頻度は、約半数が「ほぼ毎日使用している」としており、全体の使用頻度も前年度に比較して向上しております。授業で使用されることが多く、調べ学習や児童間の意見の共有などで使用されております。

例を挙げますと、算数の授業で、ある児童の解き方をクラウドの他者参照機能を使用して、大型テレビに映し出します。そうしますと、他の児童の考え方を視覚的に見ることができ、考えが進まない児童の参考になるという効果がございます。

また実技においては、体育での走る姿や書写における姿勢や筆の運びを見ることで、客観的に自分自身の課題に気づくことができます。

一方、朝にタブレットタイムを設けて、タイピングの学習をしています。また、国語の音読授業の宿題を端末で録音するなど、家庭学習での使用機会も増えております。

それらの状況を踏まえまして、質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目のＩＣＴ環境や学習支援ツールについての質問についてでございますが、本町では１人１台端末が令和２年度末に整備され、令和３年度から使用をされております。

現在の端末保有台数は児童生徒と教職員を含め429台でございます。

また高速で大容量のネットワーク環境は整備され、Wi-Fi環境はこれまで年次計画によって整備を進めてきましたので、現在は概ね必要な環境は整っております。

学習支援ツールについてもChromebookに含めた端末管理システムや授業支援システムのほか、町内の教職員のニーズに応じて、CANVAやカフート、それから桃太郎電鉄などのクラウドソフトを導入しております。

指導者用のデジタル教科書やドリルソフトも整備されておりますので、デジタル教材と従来の教材を併用し、深掘りしたり幅を広げたりした学習が行われております。

次に2点目の、児童の課題、教師の求める支援についてでございますが、教育支援センター内にICT支援員を配置して9年目になります。

支援員は、町内の教員OBで、基本的に平日の午前中に勤務し、町内小中学校のICT活用教育に関する共通内容の推進や施設整備、教員や児童生徒の情報機器操作に関する指導・補助などを主な職務としております。

また、教職員の研鑽を図るため、各校の情報教育主任を対象とした会議を開催するほか、夏休みに教職員を対象に国の学校DX戦略アドバイザーを招き研修会を実施するなど、町内小中学校のICT教育のボトムアップに努めております。

3点目の、教師の学習状況の把握・分析・評価についてどうしているかについてどうしているのかについてでございます。

端末を使用する場合につきましては、授業中の児童の学習の様子を、学習支援ツールによりリアルタイムで把握することができますので、授業の進め方に生かしております。

そこで把握した状況や児童の理解度からリアルタイムの分析と評価を行い、個に応じた指導に生かしたり、学級全体の理解を促進したりもしております。

また、1人1台端末のアンケートツールやデジタルポートフォリオツールなどを使用することで、短時間で当該授業や、学習単元全体の振り返り、学習感想の記入や、学習課題の到達度等を表したりすることができるため、それらを活用して、学びの自己評価を促し、主体的な学習を支援しております。

また、単元ごとの把握・分析・評価につきましても、一つひとつの授業の積み重ねでございますので、蓄積されたデータを分析し、評価することで、学習状況を把握し、指導と評価について一体的に役立て、授業改善にもつなげているところでございます。

以上、望月憲之議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

再質問ですが、GIGAスクール構想の中、ネットワーク環境は整備をされ、ICTを推進していくために必要な環境はおおむね整ったと言えると思います。

また、令和6年度末の調査では、南部町における児童生徒の端末の使用頻度は約半数がほぼ毎日使用しているとしており、環境が整備されたことでストレスなく活用され、全体の使用頻度も前年度に比較して向上しているのではないのでしょうか。

1人1台導入された端末が有効に授業で使用され、調べ学習や児童間の意見の共有もでき、教職員からのニーズに応じてクラウドソフトの充実や指導者用デジタル教科書、ドリルソフト等の学習支援ツールも整備されているということが理解できました。

しかしながら、スタートしたばかりのGIGAスクール構想です。教員も自分たちが学生のときにはなかったことを児童生徒に伝えていかなければいけない。これは大変なことだと思います。

1人1台端末を活用している児童生徒の課題把握については、教員が中心に行い、ICT支援員が指導補助しているということでもありますけれども、端末を利用することで満足することがないようにしなければいけないと思います。

新たな取り組みを行う児童生徒にとって、日々端末を使用する上で課題があるのではないかと思います。具体的にどのような課題があり、その課題の解決に向けて取り組みはどのようにしているのか、お伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

○学校教育課長（若林将基君）

それでは、再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問の課題につきましては、2点挙げさせていただきます。

まず1点目につきましては、情報モラルについてでございます。

1人1台端末が行きわたり、家庭においてもネット環境が整ったため、子どもたちは以前に増してインターネットを使用する機会が増え始めました。

その中では、SNSを使用したやりとりが児童間における問題に発展するケースなども本町でも把握をされているところでございます。

インターネット上に潜むリスクから子どもたちを守るために、インターネットやデジタル技術を正しく、そして安全かつ有益に活用できるようになることが必要でございます。

これらの情報モラル教育につきましては、学校では道徳の授業を中心に実施をしているほか、学校だよりによる家庭への啓発を行うとともに、講師を招いた学習会などを行っております。

今後も引き続き行っていく必要があると考えております。

2点目の課題ですが、ICTを使用した授業づくりについてでございます。

1例としまして、先日参観をした町内の小学6年生の授業をご紹介します。

授業は社会科でユニセフについて調べる学習でございました。

授業全体を導入と展開、終末で区分しますと、導入部分ではユニセフの概要が書かれた教科書を児童が音読をしていました。

次の展開部分では、どのようなサイトを調べたら有効か、先生が子どもに助言した後、子どもたちはそれぞれの1人1台端末を使い、ユニセフについての細かな業務について検索をし、調べた内容をプリントに書き出しました。

授業の終末部分においては、端末の他者参照機能を使いながら、友だちの調べた結果を聞き、その後、ユニセフの必要性についてディベートし、振り返りを行い、授業は終了しました。

このように、1コマの授業においても、端末を使用する場面と、使用しない場面がございます。

また、教科によっても単元によっても使用することが有効な場面とそうでない場面があります。

繰り返しになりますが、学習で必要なのは主体的対話的で深い学びになります。深い学びによって評価としての知識の習得ができ、資質・能力の育成が促進をされます。

端末を十分使用しても、浅い学びでは本来の目的は達成されません。

GIGAスクール構想がスタートしてから、各学校の教職員は、これまで自らが行ってきた授業研究や実践、そして知見を生かしながら端末を融合させた授業を試行錯誤して取り組んでおります。

先ほども申し上げたように、当初はあまり使用していなかった先生も年々使用頻度が上がっております。

これも校内研究や教育支援センター、ICT支援員からの先進事例の共有や研修などによって促進されているものと考えております。

今後もICT支援員や各校の情報教育主任を中心に、ICTを使用した授業の実践について研鑽を図り、町全体のボトムアップを図っていききたいと思います。

以上、回答といたします。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

質問ではありませんけれども、やはり情報モラルというものが大切ではないかなと思います。

子どもたちにとってSNSを利用して闇バイトに行くとか、いろいろな社会問題が今起きております。こういったことをしっかりサポートしていったほしいなど。

それから、他者間共有というようなことで、児童、学校、それから社会全体が共有できるような情報提供をしていっていただきたいなと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、2つ目の質問になりますが、児童生徒の学力向上と人材育成への取り組みについて、お伺いをいたします。

文部科学省は、全国の児童生徒の学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」を平成19年度から実施し、昨年は令和6年4月に実施をされております。

市町村ごとの成績は公表されていないものの、秋田県は13年連続でトップクラスの成績を収め、中でも人口わずか2,500人余りの東成瀬村の成績が特に高いといわれております。

秋田県ではどんな取り組みをしているのか、昨年、この村を視察に訪れました。先生が一方的に話し続ける内容を黙々とノートに取るという受け身の授業ではなく、子どもたちが課題について自分で考え、答えを導き出すことに重きを置いた「探究型授業」を実践していました。

また、児童が作成した優秀な学習ノートを校内に貼り出し、誰でも参考にできるようにしておりました。

秋田県や東成瀬村の学力が以前から高かったわけではなく、昭和39年に行われた「昭和の学力テスト」では、秋田県は45都道府県中（不参加の福岡県と返還前の沖縄県を除く）、小学6年生の算数が43位という結果でした。

この結果は秋田県の教育関係者に大きな衝撃を与え、ここから危機感をバネに、秋田の教員たちは積極的に足元の授業改革を進め、こうした中から児童生徒が話し合いの中で答えを導く「探求型授業」が生まれたそうです。先生が児童に教え込むのではなく、授業の目的を提示し、児童が自分で考え、グループで話し合い、最後にその授業内容を振り返る学習方法と、学習ノートを活用した「家庭学習」の習慣化、少人数学習などのスキルや方法が、秋田県の教師に定着していったことで現在の結果につながっているそうであります。

学習指導要領では、「予測困難な時代に、一人ひとりが未来の作り手になる」それには学校だけに全てを任せるのではなく、家庭、地域、全ての連携が必要としています。

地域社会全体が協力しあって、未来を担う子どもたちの「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育てていくことが大切です。

南部町においても、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指し、学校と地域が連携・協働して地域の未来を担う人材を育成することが大事ではないでしょうか。

南部町小中学校の学力テストの結果と南部町における学力向上への取り組み、人材育成への取り組みについて伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

市川隆教育長。

○教育長（市川隆君）

望月憲之議員の質問について、お答えをいたします。

はじめに全国学力・学習状況調査についてであります。この調査は、小学6年生と中学3年生を対象とした悉皆調査、いわゆる全数調査で、令和6年度の実施科目は算数・数学と国語でした。

この調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、そのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することなどが挙げられます。

しかし、時間的制約による問題数の少なさや項目応答理論、いわゆる回答に基づく児童・生徒の認識能力や知識の分析、評価項目の難易度・識別力を測定するための試験理論が用いられていないことから、正答率による評価にとどまっており、調査によって得られる学力の解像度が低いといった指摘もあります。

本町教育委員会は、先ほど述べました調査の目的に鑑み、同時に実施される生活習慣や学校環境に関する調査の結果と合わせて分析をし、個人面談や学校からの通知を通して教育指導の充実や学習状況の改善に役立てております。

第1のご質問の調査の結果であります。全国の正答率と比較して高い科目、低い科目があ

りますけれども、結果が全国平均と大きく乖離している科目はありません。

次に、学力向上への取り組みであります。南部町立の小中学校におきましては、「広い視野をもち、ふるさと南部を支える人づくり」を基本理念とする第2次南部町教育振興基本計画に基づき、各校が学校教育目標・経営方針を定めて教育活動に取り組んでおります。

基本計画の3つの柱の一つ、「生きる力を育むバランスの取れた学校教育の推進」では、「地域と共にある学校づくりを目指した教育環境の整備と充実」、「生きる力」を育む質の高い学校教育の創造、「魅力ある学校を支える指導環境の整備」、「学校教育を担う教職員の指導体制の充実と資質・能力の向上支援」、「生命や人権を尊重し、自らを律し、他者を思いやる豊かな心の育成」、「体験活動の充実、健康・安全指導の充実、体力づくりの充実」、「南部町の自然・歴史・文化・産業を学ぶ「ふるさと教育」の推進」、「児童・生徒の多様な学習ニーズ・現代的課題に応じた教育の推進」の8つの目標を掲げております。

より具体的な取り組みとして、日々の授業では、「授業の始めに児童生徒に授業の目当てを示す」、「話し合い、討論、発表などの言語活動を効果的に取り入れる」、「児童生徒は、他の人の話や発表に耳を傾ける」、「児童生徒は、ノートを取る」、「活用・探究など、学んだことを別の場面で使うようにする」、「授業や単元の終わりに、児童生徒が目当てを達成しているかを評価する」、「家庭学習と授業が、有機的に結びつく」といった7つの視点で児童生徒の確かな学力の定着・向上を目指した授業づくりを進めています。

さらに、先ほど学校教育課長の答弁にありましたGIGAスクール構想に基づくICTの有効活用が学びの場に加わっております。

こういった状況により、現在、学校現場においては、先生がティーチャーとファシリテーターの二役を場面に応じて使い分けるスキルが求められています。

以上が、学力向上への取り組みについての答弁となります。

教育はその目指すところにおいて普遍的であることから、ご質問にありました秋田県の取り組みとの共通点をご確認いただけるものと認識いたします。

最後に人材育成への取り組みについてお答えします。

まず、中央教育審議会の調査審議資料に基づき、認知能力と非認知能力についての説明から始めさせていただきます。

認知能力とは知的な力で知識・技能、思考力等を含み、一般的には「数値」で表すことができる力とも言われます。

先ほどの全国学力・学習状況調査は、この認知能力を測る調査だと言えます。

一方、非認知能力は意欲・意思、自覚・見渡す力、人と協力する力等で、数値で測ることができない力とも言われます。

非認知能力は幼児期に顕著な発達が見られ、学童期・思春期の発達を経て大人に近づくと言われており、教育を通して育成可能性があるとされています。

この非認知能力は、自分自身の内なる力として、目標に向かって頑張る、最後まで諦めない、失敗しても立ち直れるといった力などがあり、他者と関わる力としては、協調しながら物事を進める、人の意見を尊重する、人の気持ちに共感する、相手の立場になって考える、コミュニケーション能力などがあります。

こういった力は、望月議員のご質問にありました「予測困難な時代に、一人ひとりが未来の作り手になる」ための力であり、地域の未来を担う人材に求められる力と言えるのではないで

しょうか。

そしてこういった力を育むには、学校、家庭、地域の連携が必要であり、それらが協働して育成していくことが大事だと議員は訴えておられます。

教育委員会の認識も、まさにそのとおりであります。

本町における人材育成への取り組みは、多様な意見や考えに触れ、思考力や表現力の向上を目指す小小連携をはじめとする小中連携や中高連携といった異校種間交流、グローバルな視野を持つ基礎となる「ふるさと教育」の充実、国際理解教育に必要とされる外国語教育、特別支援教育における教育支援、読書活動など多岐にわたります。これらは教育振興基本計画に位置づけて、その推進、充実に努めております。その中で特色ある取り組みと言えるのが学校運営協議会制度の充実であります。

南部町では全小中学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールを設置しており、保護者や地域の方々に参画いただき、「地域に開かれた学校」、「地域と共にある学校」を目指した取り組みを展開しています。

この協議会による学校の評価、学校に対する意見が学校運営に反映されることにより、学校・家庭・地域の連携が具現化されているものと評価しております。

近年の例としては、防災訓練における中学生の参加や「あいさつ運動」の展開などが挙げられます。

4つの小中学校のコミュニティースクールと地域をつなぐために、町の教育支援センターに「学校支援地域本部」を設け、地域コーディネーターを介して町民有志の方々に「学校支援ボランティア」として登録していただき、学校運営や各種事業にご協力いただいております。

このボランティア活動には、議員の皆さまにもご協力いただいておりますこと深く感謝申し上げます。

なお、南部中学校の学校運営協議会では、住民代表として議員お二方に委員を務めていただいております。

さて、ここまで説明した各取り組みは、子どもたちの「生きる力」を育むためのいわゆる *output* であり、それによってもたらされる *outcome* が評価の対象となります。

しかし、「生きる力」がどのように育まれたのかを数値で表すことは大変困難であり、そもそも人が成長するには長い時間がかかります。

そんな中、子どもの成長を垣間見ることができる瞬間があります。南部中学校の学園祭・輝城祭で、そのような機会がありましたので紹介させていただきます。

輝城祭は、生徒会の次のような語りかけでスタートしました。「輝城祭にむけて、仲間とともに多くの時間をすごした。うまくいかないことも本当にたくさんあった。あいつはちゃんとできるのに、なんで自分はできないのだろう。仲間の存在が、時に自分を落ち込ませた。だけど、私にも「強み」はある。みんなと違う、私だけの「強み」がある。それに気付かせてくれたのも、仲間だった。一人ひとりの「強み」をともに持ち寄って、ともに支え合えばいい。自分の、仲間の、「強み」をともに認め合って、ともに生かし合えばいい。大丈夫、私たちは一人じゃない」というものでした。

こういった場面に出会うためには、子どもたちを直接見ることができる状況が必要になります。

各学校は学校開放日の設定や学校行事の参観を案内しておりますので、そういった機会を積

極的にご活用いただきたいと思います。

ここまで、質問として挙げられた3点について答弁させていただきましたが、これらの取り組み、つまりoutputは人の身体に例えるなら血管のようなものであり、全てがバランス良く保たれることによりoutcomeとしての健全な成長につながるものと考えます。

望月憲之議員の質問についての答弁は以上です。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

全国学力学習状況調査については、正答率による評価だけではなく、同時に実施される生活習慣や学校環境に関する調査の結果と併せて分析をしていると、個人面談や学校からの通知を通して、教育指導の充実、学習状況の改善に役立っているということで、生きる力を育むバランスのとれた学校教育の推進が行っているという説明がありました。

日々の授業では、学力向上への具体的な7つの取り組みを実践しているということであります。家庭学習と授業を有機的に結びつけるため、また、ティーチャーとファシリテーターの二役を場面に応じて使い分けるスキルが求められているということで、先生方の役割は大変大きいと思います。

この先生方のスキル向上についての課題と改善への取り組みはどのようにしているのか、お伺いいたします。

また、特色ある取り組みとして、南部町では全小中学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールを設置し、地域に開かれた学校、地域とともにある学校を目指した取り組みを展開しているということで、学校、家庭、地域の連携が具現化し、協議会による学校の評価や意見が学校運営に反映されているということで大変良いと思います。この委員の人選というものについての偏りというのはないでしょうか。また、新しい考えや経験がある方に協力していただくことも大切だと思います。

この協議会の委員の任期と入れ替え状況についてお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

市川隆教育長。

○教育長（市川隆君）

望月憲之議員の再質問についてお答えをいたします。

はじめに、先生方のティーチャーとファシリテーターの二役を使い分けるスキル向上についての課題と取り組みについてであります。

先生とはティーチャーを指し、これに加えて子どもたちの考えを上手に引き出す引き出し役をファシリテーターと位置づけています。

この役割は、学習指導要領で示す主体的・対話的で深い学びにつなげる授業改善に必要なスキルであると言えます。

主体的・対話的で深い学びは、子どもたちが社会に出てからも学んだことが生かせるような

学びとなることを目指しています。

まず、そのスキルアップについての取り組みですが、その要素は教育公務員としてのさまざまな研修に盛り込まれています。

教育公務員特例法では、その職務を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならないと定めており、一般の地方公務員の研修が、勤務能率の発揮およびその増進のためを目的としているのに対し、その職務を遂行するためと特殊な取り扱いをしております。

研修カリキュラムはさまざまな形で用意されており、先生方はその機会を最大限活用して研究と修養に努めております。

課題は、日本の教師にはマルチタスクが課されていると揶揄される多忙化にあると考えられます。この課題につきましては、県市町村教育委員会および各学校で取り組みを進めていますが、根本的な解決に至ってはおりません。

国もこの問題を重く見て、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針に対策への取り組みを明記しました。今後の国の動向を注視しております。

次に、学校運営協議会委員の任期と人選についてです。

任期は2年で、委員は15人以内とし、対象学校の通学区域内の住民、対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者等から教育委員会が任命すると規則で定めております。

ご質問にあります偏りがどういった部分を指すのか不明ですが、学校のガバナンスに関する部分の審議を行うことや、保護者や地域と信頼関係を深める必要があることなどを踏まえて、慎重に人選しており、偏りと言われる要素は一切ございません。

しかし、このような質問を招いた事実は真摯に受け止めて、開かれた学校地域とともにある学校をこれまで以上に発信してまいりたいと考えます。

望月憲之議員の再質問についての答弁は以上です。

○議長（木内秀樹君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

質問ではありませんけれども、協議会や学校ボランティア、地域の住民などが協力して学校運営に協力していくことが大切だと思います。GIGAスクール構想についても、ネット環境は整備され、ICTを推進していくために必要なハードの環境は整ったと思いますが、時代の変化とともに学習支援ツールも新しいものが出てきます。結果を出している学校、地域の情報を把握し、南部町の将来を担う児童生徒がこの大切な時間を有意義に過ごすことができるよう、教師や児童生徒、学校のサポートをお願いいたします。

学校が抱える問題は、より複雑化困難化しています。教師の皆さんが子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、ぜひ協力をお願いいたします。

私の質問は以上で終了いたします。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月典之議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず、1問目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

質問をさせていただきます。

国の米の生産量は増え続けているにもかかわらず、市場への流通量は減少し、小売価格は上昇し続けています。

また、長引く戦争により世界的に穀物の価格高騰が続き、穀物を原料とする食品のみならず、肉や乳製品の価格にも影響を及ぼしています。

多くの町民の皆さまは、物価高騰の影響を受け、非常に窮屈な生活を余儀なくされていると思っています。

1問目は、物価高騰に対しての町としての対策を伺いたいと思います。

物価の高騰が続いています。2024年12月の消費者物価指数は1年4カ月ぶりに3%台となりました、2025年も4月までに値上げを予定している食品は6千品目にも及ぶとのこと。

特に主食の米は昨年12月、5キロで全国平均3,679円と同年1月の2,164円に比べ1.7倍にもなっています。

一方、公的年金の支給額は、物価スライドによりプラス1.9%で物価上昇率を下回り実質目減りとなり、年金受給者の生活は苦しくなっています。

国からは、住民税非課税世帯や年金生活者への支援給付策が行われていますが、それだけでは物価上昇に対応できず、多くの町民の皆さまは生活を切り詰めて暮らしています。

国の備蓄米の条件付き販売も可能になりましたが、価格安定までには今しばらく時間を要すると思われます。

物価高騰が続く中での、支援について町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員からのご質問にお答えいたします。

ご指摘をいただいているとおり、2021年終わりごろから続く「物価の高騰」は、今もなお、留まる気配がなく、町民の皆さまの生活に大きな影響を与えていることは、国全体の大きな問題であると、理解をしているところであります。

では、なぜ「物価高騰」が起きているのかについて、再確認させていただきます。

「物価高騰」を引き起こす要因として考えられるものには、「国際情勢」「需要と供給のバランス」「貨幣価値の変化」「インフレの影響」等が挙げられます。

また、インフレの中でも「コストプッシュインフレーション」は、エネルギーや原材料の価格が上昇し、製品のコストが増加することが原因で、広く物の価格に影響を与え「物価高騰」を引き起こすものとされており、インフレの原因の中でも「悪いインフレーション」と評されています。

逆に、通常の、健全なインフレといたしましては「ダイヤモンドプルインフレーション」と言われる、賃金とともに物価も上昇していく状態のことを表しておりますが、2021年以降の日本の社会情勢は、国際情勢による「コストプッシュインフレ」と、アメリカの利上げに伴う円安の影響も相まって、より物価高騰が進んだと言えます。

これらを踏まえて、民間企業等も大幅な賃金のベースアップを図り、「ダイヤモンドプルインフレーション」に転換していこうとする動きにも見えますが、このベースアップが新たな物価高騰を引き起こす可能性もあるため、今後も注視していかなければならない状況にあることは、言うまでもありません。

このように、「物価高騰」の問題は、地方自治体が解決、対策できる程度の問題ではなく、国、政府による対策に委ねざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

しかし、国主導で実施している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」から始まった「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」における交付金事業では、本町においても「低所得世帯支援」や「子育て世帯支援」および「各世帯への商品券や水道料減免」等により、町民の皆さまの生活に直結する対策を実施してきております。

特に、「水道料の減免」につきましては、生活の固定費の支援となるため、非常に有効な支援策として、今までに合計で20カ月分の減免を実施しております。

さらに、本定例議会においても、令和6年度3月補正、令和7年度当初、両一般会計予算へ物価高騰対策としての支援事業を上程させていただきましたので、議員の皆さまのご審議をお願いしたいと考えているところであります。

今後も、国の打ち出す支援事業に対しまして、町といたしましても迅速に対応していく予定でありますので、議員の皆さまには、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今のお答えの中に、物価高騰対策は地方自治体が解決対策できる程度の問題ではなく、国や政府による対策に委ねざるを得ないとの回答がありましたが、非常に残念に思います。実際に直接お金を配ったり、商品券を配ったりするといった対応は医療で言えばカンフル剤です。量が少なければ期待した結果は得られません。大勢の町民の皆さまが窮屈な生活を強いられると、先ほど言いましたように自分は感じています。

激流の水が大河の水へと転じるように、物価高騰もやがては収まっていきます。しかし、苦しい時のカンフル剤、今がそのタイミングではないでしょうか。そして何より大切なことは、物価高騰など困難に対応できる強いまちづくりをしていくことだと思っています。

例えば、地産地消を目指した農地米づくり、お互いのお互いを支え合う文化の再構築など一步一步進めて成功例を積み上げていくことが何より大切だと思っています。また、この町の未来につながっていくのではないのでしょうか。

先日、皆さんご覧になったかもしれませんが、一職員が自分たちの町の置かれている引きこもり対策に心を痛め、上司に駄目だと言われながらずっと努力を続けて、自分の子どもの自殺

まで招いたにもかかわらず、くじけることなく大成功を収め、国から取り上げられ、また国の参考資料ともなったという番組の放送がありました。

町でもいろいろやっていますが、あの水道料減免のほかに、プラスのカンフル剤をお願いして、1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

以上で1問目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2問目は、令和5年3月にも介護従事者について質問をさせていただきましたが、今回は、峡南広域行政組合管轄の慈生園を含めた施設について、質問をさせていただきたいと思います。

現在本町には、公的介護施設として峡南広域行政組合運営の慈生園、町が運営する富沢デイの2カ所あります。施設の老朽化や人口減少による運営のあり方など、解決していかなければならない問題はあると聞いています。

両施設の利用者からはおしなべて感謝の言葉が聞かれ、施設の必要性・重要性を実感しているところです。

当然町の少子高齢化を鑑みれば将来にわたって必要不可欠な施設であることは間違いありません。

以前、年頭のあいさつで町長が慈生園について言及されていましたが、その後の進展も含め現時点での町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町にあります慈生園ならびに富沢デイサービスセンターの公的な介護施設につきましては、ご質問の中にもありますとおり、その必要性・重要性を認識しながら、高齢者福祉サービスの向上、推進に本町といたしましても努めてきたところであります。

そのような中で、峡南5町で運営をしています慈生園についてですが、平成6年の開設以来、31年が経過しようとしています。

この長い年月の間には、平成12年4月1日の介護保険法の施行に始まり、その後、幾多の改正が行われ、慈生園を取り巻く環境も運営方法も含め厳しさを増してきたところであります。

議員ご質問の、その後の進展も含めた現時点での町の考えをとのことでありますが、現在、峡南広域行政組合において、課題解決に向けた協議、検討が行われている最中であります。

今後の慈生園のあり方につきましては、峡南5町の総意による方向性が定まったところで、峡南広域行政組合から組合議員の皆さまに対しまして説明、報告がなされるものと承知をしておりますので、このことにつきましてはご理解くださいますようお願い申し上げ、望月小五郎議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

回答では、峡南広域行政組合峡南5町の総意による方向性が決まらなないと前には進めないとのことですが、現状を見ればキャスティングボードを握っているのは南部町ではないでしょうか。施設利用入所者が30名のうち8名が身延町で、残りは全部南部町。デイサービスセンターでは身延町が1人で、あとは全て南部町です。

町として今できること、例えば施設職員のお互いの交流などは、組合や施設の理解がいただければ進めていくべきではないでしょうか。

また、令和5年3月の一般質問において、外国人介護従事者の雇用について提案し、それに対し、日本人だけの労働力では無理がある、労働環境などの問題もあり、受け入れ側の問題もあるので大変だが進めていくとの回答がありました。その後、進展はあったのでしょうか。

以上2点、町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目の再質問であります。峡南広域行政組合が運営をいたします慈生園につきましては、所在地が南部町でありますので、このことにつきましては十分認識した上で、南部町といたしましても、当事者意識を持って、直面している課題に真摯に向き合い、峡南広域行政組合の事務局とともに協議、検討、さらには課題解決に向け、町として今できることについて取り組んでいる最中でありますので、この点につきましてはご理解をお願いいたします。

次に、2つ目の再質問であります。外国人介護従事者の受け入れについてですが、現在、ミャンマーから2名の介護分野における特定技能を有した外国人従事者を慈生園において受け入れをいたしておりますので、ご報告をさせていただき、望月小五郎議員の再質問に対するお答えとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

この質問をなぜしたかという、自分がボランティアで2つのところに行っているのですが、入所者の方、それから働いている従業員の方、噂だけが先行して不安に思っているところが非常にあります。ですから、どうなのかなと言われても、自分たちも回答できないし、町に聞いて、町の方針が出たらお伝えしますねという話なのですが、やっぱりそうはいつでもそこで生

活をしている、そこを使っている家族の方にとってみれば、すごく大きな問題だと思っています。

自分がこの質問をした大きな狙いは、入所者の方と従業員の方が次のステップにいったときにソフトランディングができるかどうかということです。

ここがうまくいけば、本当に別に問題は、将来にわたってそこが存続しようが、クリアできれば非常に何も問題はないと自分は思っているのですが、今の課長の回答だけでは、なかなか自分も納得できないし、町民の皆さん、聞かれた人に話すにも、はっきり言えないので、不安を取り除くことはできないのかなと思っているのですが、もし町長さんがこのことに関して、何か考えがあれば、それをいただいてお伝えできればなと思っています。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

佐野和広町長、答弁を求めます。

○町長（佐野和広君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員さんが先ほど、令和6年の年頭のあいさつで、私がこの問題について触れました。

触れたということは、それまで幾つか何回も理事会で会合を開きまして、そろそろ皆さんにその認識を持ってもらおうという意味で、私は問題提起をしたわけです。

先ほど、福祉保健課長からの答弁もありましたけれども、ことは峡南広域で進めているものですから、今この議会で取り上げるべきものではないと思っております。本来ならば、峡南広域の議会の中で答弁というか、質問をしていただければいいと思います。

そうするとはっきりした答えが出ますし、私が今言うことによって、今進めていることが全て無になる可能性があります。ですから、このへんだけはご理解いただきたいと思います。

それから、今、特養ですけれども、約30名の入所者のうち22名が南部町です。残り8名が身延町、今までは各5町で出し合いまして、そこでやっていたわけです。ところが、現状は当時と違いまして、各町がみんなそれぞれ施設を持っています。各首長からすれば、何で南部町がそれだけ多いのに、われわれが払っているのだという認識がありますので、それは何とか解決しなければいけないということで、今進めています。

実は今年の2月10日、山梨県庁、健康長寿課に行きました。

理事長である身延の望月町長と一緒に行きまして、それから慈生園、それから峡南広域の局長とも一緒に話をしまして、こちらの要望をしっかりと伝えました。しかし、なかなか難しい問題があります。

そこで、われわれが提案をした件がありまして、それに基づいて今一生懸命進めています。これがうまくいけば、ある程度の形で解決ができると思いますが、もし不調に終わった場合に、入所者を全部南部町で見てほしいと言われまして、これは大変なことになります。相当の金額がかかります。

では、そのままいけばいいと、われわれは思うかもしれませんが、ところが、施設も老朽化していますし、職員もどうするかという問題もありますので、今しばらく時間をいただいて、そのうちはっきりした回答も出ますし、もしそうでないようでしたら峡南広域の議会で質問してください。

以上で回答といたします。

○議長（木内秀樹君）

望月議員、よろしいですか。

○3番議員（望月小五郎君）

今の町長のお話は、自分も先走っているかなという感覚はあったのですが、ただ、町民の方とか、働いている方に少しいい情報があればと思って質問させていただきました。

言われたとおり、峡南広域で質問させていただき、また、今町長が言われたように、少しでもいい方向で解決策が見つかればいいなと思っています。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日、5日（水曜日）には、文教厚生常任委員会および予算決算特別委員会、6日（木曜日）には総務建設常任委員会および予算決算特別委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階大会議室にご参集くださるようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは控室にお集まりください。

散会　午後　3時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年3月4日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 7 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 4 日

令和7年第1回南部町議会定例会（第2日目）

令和7年3月14日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 南部町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第6号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第7号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第8号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第9号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について |
| 日程第12 | 議案第11号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 字の区域の変更について |
| 日程第15 | 議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第16 | 議案第16号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第17 | 議案第17号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第18 | 議案第18号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第19 | 議案第19号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号） |

- 日程第20 議案第20号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第2号）
 日程第21 議案第21号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正
 予算（第1号）
 日程第22 議案第22号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
 日程第23 議案第23号 令和7年度南部町一般会計予算
 日程第24 議案第24号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
 日程第25 議案第25号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計予算
 日程第26 議案第26号 令和7年度南部町介護保険特別会計予算
 日程第27 議案第27号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第28 議案第28号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計予算
 日程第29 議案第29号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計予算
 日程第30 議案第30号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第31 議案第31号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第32 議案第32号 令和7年度南部町簡易水道事業会計予算
 日程第33 議員派遣の件について
 日程第34 閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 芦澤潤一郎	2番 望月憲之
3番 望月小五郎	4番 塩津悟
5番 高橋茂広	6番 小泉昇一
7番 望月光彦	8番 仲亀佳定
9番 若林良一	10番 木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

9番 若林良一	1番 芦澤潤一郎
---------	----------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	佐野和広	教 育 長	市川 隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝 基成
会計管理者	遠藤 成	総務課長	遠藤一明
産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫	財政課長	渡辺雄治
税 務 課 長	仲 亀 哲 也	交通防災課長	金 井 貴
子育て支援課長	望 月 裕 司	福祉保健課長	近 藤 利 也
住 民 課 長	渡 辺 幸 博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐 野 郁 夫
建 設 課 長	尾 崎 龍 次	水道環境課長	岡 村 忠
デイサービスセンター所長	若 林 安 彦	健康管理センター所長	大 倉 直 也
学校教育課長	若 林 将 基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠 藤 賢

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

定例会2日目の会議にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、各常任委員会、特別委員会での慎重な審査、大変ご苦労さまでした。

今議会は、新年度の町の政策や事業に対する重要な審議の場であり、初めて予算決算特別委員会による審査を実施しました。

初の試みで慣れない場面もありましたが、執行部の提案に対して議員各々の考えを交えた質疑が見られ、今後もより良い町づくりのために執行部、議会ともに切磋琢磨していくべくお願い申し上げます。

さて、先月には議会各委員会の合同研修で、千葉県長南町にある廃校となった小学校の活用状況を視察しました。首都圏に近いメリットは大きいですが、2校とも地域の中で賑わって活用されていると感じました。

本町の万沢集学校もいろんな可能性を秘めていると思われます。

明るい町づくりの一起点として、今後の活用に期待するとともに、これを生かす術をわれわれ自身が考えていく必要を感じているところです。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重かつ闊達な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。2日目のあいさついたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第1回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において9番 若林良一議員および1番 芦澤潤一郎議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

次に、常任委員会及び決算特別委員会に付託しました、日程第2 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第3 議案第32号 令和7年度南部町簡易水道事業会計予算までの31件を一括議題として、審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員長報告を求めます。

芦澤潤一郎委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（芦澤潤一郎君）

それでは、総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、令和7年3月6日、木曜日に開会し、午前9時から午後3時35分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、芦澤潤一郎、仲亀佳定副委員長、若林良一委員、望月憲之委員、木内秀樹議長。

執行部からは、企画課、DX推進課、交通防災課、財政課、税務課、産業振興課、農業委員会、建設課、総務課、出納室、議会事務局の各課長、事務局長および担当職員が出席をいたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された12件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、端末資料③総務建設常任委員会審査報告により抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに企画課関係です。

3ページ、議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）、歳出、

問 2問目 17ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、南部町では低所得層に対して3万円の支給と水道料金の補助という対応になると思うが、国でこの事業の推奨メニューについて公開しているものがある中で、なぜ水道料金に特化したのか。これ以外にも推奨メニューの中から協議の対象となったものがあるか説明を。

答 3月補正に計上してあります物価高騰の予算につきましては、税務課、福祉保健課、子育て支援課等に充当してあります、低所得世帯支援分ということで、ほぼ使い方が決まっているものとなりますが、議員のご質問の中にありました推奨メニューは、町独自で考えて実施をするメニューとなります。こちらは当初予算に計上しており、企画課で水道料金4カ月分の減免を実施する予定です。他の支援策として挙げた案には、商品券、灯油やガソリン等への助成などがありましたが、協議の結果、本会議でも申し上げたとおり、全ての世帯、事業者等にも直結する支援であるとの結論に至り、水道料金の減免を選ばせていただきました。

次に、交通防災課関係です。

4ページ、議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、3つの問、

問 全国平均はどうなっているのか、近隣の市町村と比べるとどうなのかについて説明を。

答 全国平均については数値を把握しておりません。近隣の市町村につきましては、先行して南部町が上げております。今回の国の標準額に対しましては、新年度の状況が各町から情報が入っておりませんが、令和6年度の県内を見ますと、いくつかの市町村でこの3万6,500円をクリアしております。

問 国が示す標準額がいくらなのか。

答 標準額といいますのは、団員階級の3万6,500円が国の示している金額であります
が、この金額が全国平均額というわけではございません。

問 機能別消防団員には当てはまるのか。

答 機能別消防団員に関しましては対象外となっております。

次に、産業振興課・農業委員会関係です。

8ページ、議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第7号)、歳入、問の3問目、

問 21ページ、21款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入の、道の駅とみざわ指定管理者町納付金について減額されているが、道の駅とみざわの取り組み状況についてどのように把握しているか。

答 道の駅とみざわについて、今回の減額の要因ですが、令和6年1月から12月までの1年間の実績を参考にして、年間見込みを算出しております。

前年度に比べると売り上げについてはほぼ横ばいですが、物価高騰による光熱水費や人件費の増加により納付金が見込めない状況で、来場者も12月現在で前年度に比べて558名ほど減っているような状況です。

9ページ、歳出最初の、

問 37ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金について、全体的に補助金が減額されているが、予定していた事業が実施できなかったということか。

答 実際のところ、負担金や補助金、交付金の多くが減額されています。まず、茶栽培受託事業運営費補助金についてですが、JAに茶の管理を委託し、結果的には赤字にはなりませんでしたが。これは栽培面積が少なかったこと、受託面積が限られていたこと、そしてオペレーターが6名ほどしかいなかったことによります。この範囲内で業務が遂行できたため、町から補助金を出す必要がなく減額となりました。中山間地域総合整備事業補助金については、南部工区の圃場整備、換地委員会に交付する事務費補助金の不用額が減額の原因です。未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金と南部町茶振興事業費補助金については、予定よりも実際に台下げ等を行う生産者やボトルティーの購入数が少なかったため、双方ともに減額となりました。プレミアムティーの振興のために、大人の集いなどでボトルティーの補助をPRとして支出しましたが、全体としては減額となっています。奨励作物栽培支援事業費補助金は110万円の減額となりました。当初150万円を計上していましたが、補助金要綱の実績に基づく歳出の結果、減額となっています。全体的に事業の進捗や実施状況に応じて予算が減額されるケースが多かったため、予定していた事業の一部が実施できなかったわけではありません。

最後に、建設課関係です。

11ページ、議案第10号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例の廃止について

問 確認だが、これまで町規制の盛土があったが、県規制の方がより小さくなって網羅するようになったため、今回の条例廃止ということよろしいか。

答 そのとおりです。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

芦澤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

望月小五郎委員長、登壇願います。

望月委員長。

○文教厚生常任副委員長（望月小五郎君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和7年3月5日、水曜日に開会し、午前9時から午後2時45分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、望月小五郎、塩津悟副委員長、望月光彦委員、小泉昇一委員、高橋茂広委員、木内秀樹議長です。

執行部からは、教育長、総務課長、教育委員会、子育て支援課、水道環境課・環境センター、住民課・医療センター・税務課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターの各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託された10件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、端末資料④文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、教育委員会関係です。

3ページ、議案第15号 令和6年南部町一般会計補正予算（第7号）、歳入、問の2問目、問 19ページ、16款県支出金、2項県補助金、6目教育費、県補助金、1節教育総務費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金について3万1千円の減額となっているが、この事業で行われているなんぶ未来塾の現状について説明を。

答 なんぶ未来塾の学力向上事業は、平成26年度に設立された教育支援センターの大きな柱の一つとして進めています。対象者は小学校4年生から中学校3年生までであり、月2回土曜日に開催しています。現状は、南部教室の児童6名、富沢教室の児童4名、それから南部中生徒は8名が通塾しています。年度によって参加人数の増減がありますが、参加する子どもたちは自学自習の場として熱心に学習に取り組んでおります。なお、講師は教員

OB等が務めています。

次に、子育て支援課関係です。

5ページ、議案第15号 南部町令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）、歳入、問の2問目、

問 16ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、6節児童福祉費負担金の、子どものための教育・保育給付費負担金について、増額の理由の説明を。

答 この負担金は、町内の公立保育所以外の幼稚園や保育所に対して町が支給した給付費の一部に対して国が交付するものであります。今年度の所要額の調査が終わり、交付決定額の見込みが立ったため増額補正するものですが、町外の認定こども園や保育園に子どもを預けるケースが増えており、町が支払う給付費が増加する見込みであるため、財源である国庫負担金についても増加したということです。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

6ページ、最後の行、その他、問の3問目、

問 全国で道路の陥没事故が散見されているが、あいった事故を防ぐため、南部町ではどのような対策がなされているか。

答 大体の原因が漏水であると思われますが、南部町では今回の事故があった箇所のような深い位置に管がありませんので、陥没を起こす前に地面に水が湧き出る状況となり、その時点で対応をしております。また、普段のパトロールも行っており、施設からの配水流量のデータを用いて判断もできます。不明な漏水箇所については、専門業者に漏水調査を依頼することもあります。

次に、住民課・医療センター関係です。

8ページ、議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）、歳入の、

問 22ページ、21款諸収入、5項雑入、4目雑収入、1節雑入の高齢者重複頻回指導事業費について説明を。

答 後期高齢者医療広域連合がレセプト等を確認して、重複頻回の受診傾向にある被保険者を町へ指導を依頼し、町保健師が対対象者へ直接訪問し指導することで、健康維持および保険給付の適正化を図る事業です。指導対応した被保険者1名ごとに4千円となります。今年度は対象者がいませんでしたので、全額を減額しました。

最後に、福祉保健課デイサービス・アルファセンター関係です。

10ページ、議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）、歳出の問の2問目、

問 36ページ、4款衛生費、1項保健衛生費樹木予防費、12節委託料のインフルエンザ等予防接種委託料について、この4月から带状疱疹も対象になるという話だったが、個人負担が1回接種2万円を2回接種するということで、その補助内容と病院はどこか、指定になるのか。

答 带状疱疹のワクチンについては、昨年12月に急遽定期接種化が決定し、この4月のスタートに向け準備をしておりますが、非常にタイトなスケジュールです。接種する医療機関は、基本的には県が県下の医療機関と一括して契約をし、コロナと同様、町内であればどここの医療機関でも打てる状態になってくると思われます。隣接する静岡県では、町が独自に契約を結ぶことで、おおむねどの医療機関でも接種が可能になると思われます。ワク

チンには2種類あり、1回だけ接種する生ワクチンと言われるものは、その接種費用が国で8,860円の基準額を示しており、半額の4,400円を助成し2回接種する。組み替えワクチンは1回打つために2万2,060円かかり、2回で4万4,120円となり、一回の半分、1万1千円を2回助成する計画です。対象者は基本的に65歳から5歳刻みで、初年度の令和7年度に限っては100歳以上の方も対象になります。

以上で、文教厚生常任委員会委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告および審査報告に対する質疑を終結いたします。

次に、予算決算特別委員会の審査報告、および審査報告に対する質疑を行います。

予算決算特別委員会の委員長報告を求めます。

若林良一委員長、登壇願います。

○予算決算特別委員長（若林良一君）

それでは、予算決算特別委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和7年3月5日、水曜日に開会し、午前9時から午後2時45分まで、令和7年3月6日、木曜日に開会し、午前9時から午後3時35分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

3月5日、6日両日とも、出席者は委員長、私、若林良一、芦澤潤一郎副委員長、以下全委員と木内秀樹議長。

執行部から教育長、全課および室の各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

手元に配付したとおり、予算決算特別委員会に付託された10件の議案について所管より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過について、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、端末資料⑤予算決算特別委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、歳入です。

14款使用料及び手数料、4ページ上からの3問目、

問 23ページ、2項手数料、1目総務手数料、4節戸籍・住民票等手数料について、315万円のうち、コンビニ交付の含める割合は。

答 令和5年度の実績522件で、コンビニ交付率は13%、6年度は1月末現在485件で、コンビニ交付率は18%となっています。前年度の実績を見ますと、3月にコンビニ

交付の件数が増加していますので、令和6年度は前回は上回ると想定しております。新年度も同様に増加が見込めるため、それ以上を見込んでいます。

15 款国庫支出金、5 ページです。上から問の3 問目、

問 25 ページ、1 節総務費補助金のデジタル基盤改革支援補助金について、内容と使途についての説明を。

答 デジタル基盤改革支援補助金につきましては、国の補助事業となりまして、基幹業務システムの標準化に係る移行準備の業務に係るもので、補助率は10分の10となっております。こちらに関しましては、総合事務組合が事業主体として実施しておりますが、組合への負担金の中に充当して、町から総合事務組合にお支払いをしております。

6 ページ、上から問の3 問目、

問 26 ページ、5 目 教育費国庫補助金、1 節 教育費補助金の公立学校情報機器整備費補助金について、タブレットの入れ替えという話があったが、990万円の161台だったか。タブレットの更新があるということだが、以前に入ったタブレットが今回全部入れ替えになるということか。あと、各学校の配置数は。

答 GIGAスクール構想が始まり、本町では1人1台端末を令和2年度に設置をし、令和3年度から運用しています。この端末は令和7年度に5年を経過するため、端末更新を計画し必要な予算を計上しています。歳出において、町内4校の教育振興費の備品購入費に計上し、合計で1,485万円です。その3分の2である990万が国庫補助として交付されます。今議会の、一般質問のなかで端末保有台数を429台と述べましたが、そのうち今回の更新対象は270台です。各学校の台数は、栄小学校が25台、睦合小学校が70台、富沢小学校が60台、南部中学校が115台です。GIGAスクール構想が始まる時点で、すでに学校に設置されていた端末もあり更新時期が異なっていますので、保有台数を全て更新するものではありません。

7 ページ、16 款県支出金、問の3 問目、

問 29 ページ、4 目 農林水産業費県補助金、2 節 林業費補助金の、小規模治山・流木等発生源対策事業費補助金について、1,300万円の計上があり、あまり聞き慣れない事業だが、毎年あるものか、それとも初めての補助金か。

答 毎年あるものではなく、流木が出てくるところを防ぐための工事です。県と現地を確認し、県の方で、小規模治山事業として採択されれば、50%の補助を得て工事を実施します。

次に、8 ページ、19 款繰入金、最初の問、

問 32 ページ、2 項 基金繰入金、1 目 基金繰入金で、令和7年度予算は、財政調整基金へ3億1千万円以上を計上し、昨年の繰入金全体で比べると倍ぐらいになっている。全体的な予算の組み替えの中で、基金を繰入しないと事業運営ができないということだと思うが、その原因は。

答 財政調整基金を3億1,393万9千円、今回、取り崩しを行ないました。こちらは当初予算を編成するにあたり、一般財源が足りない状況になりました。その主な要因ですが、議会のときにも、補足説明で触れさせて頂きましたが、物価高騰等の影響により、社会保障関係費が増額しております。また人件費、職員の人件費もそうですが、それ以外に各事業所等の人件費も上がっておりますので、こちらが物価に反映されてきているという形で、

経常的経費が上がり、一般財源が不足する要因となりました。今回の予算では、補正予算で財政調整基金にいったんは積み立てますが、当初予算でそのまま取り崩すという予算編成をさせていただきました。

2 1 款諸収入、9 ページの、問 4 問目、

問 3 5 ページ、1 節 雑入の、新型コロナワクチン接種助成金という形で項目は持っているが、どのような対応を行っているのか。

答 令和 6 年度は 1 万 5,300 円という標準的な接種費用に対して、国庫ではなく、厚生労働省の基金管理団体から、一回当たりの接種に対し 8,300 円の助成金がありましたが、本年 1 月に国からきた通知によると、令和 7 年度の助成金については、まだ決定はされていないものの、無くなるとも読み取れる内容でした。おそらくではありますが 8,300 円の助成金につきましては、令和 6 年度の単年度限りの助成金であったと捉え、令和 7 年度の当初予算には科目存置として計上させていただきました。そのような中、国から示された標準的な接種費用が令和 7 年度は 300 円値上がりし、1 万 5,600 円となっておりますので、町の助成金につきましても県下の情勢なども考慮しつつ、引き上げの検討が必要であると考えています。その方針をお知らせできる時期がきましたら、また皆様にもお知らせをさせていただきたいと考えております。

次に、歳出関係について、1 1 ページ、2 款総務費、問の 3 問目、

問 5 4 ページ、本年度予算が 4 3 5 万 7 千円ということで、前年よりも 1 6 9 万 1 千円多い。特に 1 2 目 DX 推進費、1 3 節 使用料及び賃借料の、システム使用料が 3 8 1 万 5 千円となっているが、内容について説明を。

答 本会議でも説明をさせていただきましたが、システムの使用料の内訳といたしましては、まず、ロゴフォーム使用料が 1 2 カ月で 4 6 万 2 千円となります。これは申請手続き等を、スマートフォン等によりフォーム上で行うことのできるものです。次にロゴチャット使用料になりますが、こちらは 1 2 カ月で 1 1 0 万 8,800 円となります。これは会話系の情報共有ツールで、議員の皆様もお使いになっていると承知をしております。次に、ロゴアシスタント使用料になります。こちらが 1 2 か月で 9 2 万 4 千円となります。これは生成 AI を利用して、ロゴチャットを使いながら、文章の添削等ができる機能となっております。次に、ガブテックエクスプレスチャットボットの使用料として、1 2 か月で 1 3 2 万円になります。こちらは、スマートフォン等を利用して公式 LINE アカウントへ登録し、町からの情報を取得する、情報共有ツールとなっております。こちらにつきましては、広く町民の方々にも登録、活用していただきたいと考えています。例を挙げますと、大雨等による道路状況等も、県外の勤務先から確認できるようになります。また、災害時の被害状況が、画像や位置図まで迅速に報告できるため、情報収集にも効果があります。これからこの登録者が広がることで、各世帯にペーパー等でお知らせしている情報等も、スマートフォン等を利用して、周知することになります。

次に、1 5 ページ、4 款衛生費、最後の問、

問 8 5 ページ、1 8 節 負担金、補助及び交付金の、浄化槽設置整備事業費補助金について、今年度は早くに予算が無くなっていた気がするが、来年度の計画について説明を。

答 今年度は予定外の大きな浄化槽の申請があったため、予算が上限に達しましたが、来年度は 2 0 カ所を予定しております。

次に、16ページ、5款農林水産業費、最初の問、

問 87ページから91ページにかけて、1項 農業費、3目 農業振興費について、約1,400万円の減額となっているが、主な理由について説明を。

答 農業振興費の関係の補助金になりますが、昨年は未来へつなぐイノベーション支援事業、農村地域防災事業などの補助事業がありましたが、今年度については単年度事業、最終年度事業、事業規模等により、大幅な減額になっております。

次に、19ページ、8款消防費、最後の問、

問 108ページ、4目 災害対策費、14節 工事請負費の、全国瞬時警報システム整備工事費について、工事内容の説明を。

答 FM告知端末から流れる緊急地震速報等の放送の母体となるJアラートの機器の入替を今回行います。全市町村が令和7年度から8年度にかけて実施するものとなっております。

同ページ、9款教育費、最初の問、

問 113ページ、1項 教育総務費、4目 学校適正配置事業費、14節 工事請負費について、今回の校舎修繕工事は構造的な部分ではなく、内面的なものを改修するということでよろしいか。

答 躯体を改修するものではありません。主な改修は次のとおりです。防水・外壁は全面を改修します。建具改修は、アルミニウム建具や普通教室の入口ドアの改修を行います。内装改修は、各教室の床、壁、天井等の改修を行います。電気設備改修ではLED照明への改修を、機械設備改修はトイレや冷暖房の改修を行います。

次に3問目の問、

問 続けてもう一つ、先ほど課長が20年は持つようにと言っていたが、その20年という数字の根拠は何か。

答 今後20年間を維持するための改修とは、公共施設長寿命化計画の考え方を基本としています。これは鉄筋コンクリートづくりの校舎の耐用年数は約50年とされていますが、20年毎に予防的修繕である大規模改修や長寿命化改修を加えることによって、耐用年数を80年まで延伸できるとともにトータルコストを削減する効果があるという考え方です。睦合小校舎は昭和53年に建設され46年を経過しますが、約20年前の平成15年に耐震改修を行い現在に至ります。今回の改修も新小学校の開校に際し、20年毎の予防的修繕のサイクルの考え方を踏めるとともに、小学校は旧町単位に配置することが望ましいという本教育委員会の考え方に基づき行うものです。しかし、この先20年間においても少子化による学校運営への影響等には十分注視していく必要があると考えます。

次に、24ページ、公営企業会計について、議案第32号 令和7年度南部町会員水道事業会計予算、資本金収入の問の2問目、

問 4目 東部簡易水道改良費、工事請負費の通信回線LTE化工事について、説明を。

答 現在、水道施設から、NTTの専用回線を使って、データを受け取っているのですが、2029年をもって現在の回線が終了することとなり、その代わりとして、この無線通信を計画しております。今年は南部地区を、来年は富沢地区を計画しております。早めの工事は使用料の高騰と、全国的な移行に伴い、工賃が高くなる前に実施したいためです。

最後に、その他で、25ページ、DX推進課関係の、

問 DX推進課が出来て1年となるが、町内における窓口業務のDX化は、どのように進ん

でいるのか。またキャッシュレス化について、どのように進めていくのか、現状どうなのか、説明を。

答 初めに、キャッシュレス決済につきまして、現在、ペイペイによるスマートフォンでの決済を推し進めております。まだ、一部施設ではありますが、契約等がある程度完了する段階となっておりますので、5月ぐらいを目処に、スポーツセンターや医療センターで使えるようになると思います。また、窓口業務のDX化については、キャッシュレス化による支払業務の効率化はもちろんのこと、ログフォームによる申請手続き等を、各課において多種多様に対応していくことで書かない、行かない窓口の整備につながるものと考えています。さらに、振込手数料の値上がり等を鑑みた、住民税特別徴収等の納付に関しましても、エルタックスの推奨を積極的に進めております。

以上で、予算決算特別委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

若林委員長はその場でお待ち願います。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、予算決算特別委員会の委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

若林委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長の審査報告および審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

日 程 第 2 議 案 第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日 程 第 3 議 案 第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日 程 第 4 議 案 第 3 号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5 議 案 第 4 号 南部町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6 議 案 第 5 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 7 議 案 第 6 号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定について

日 程 第 8 議 案 第 7 号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 9 議 案 第 8 号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第10 議案第9号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第11号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 字の区域の変更について

以上、日程第2 議案第1号から日程第14 議案第14号の条例の制定・改正および字の区域の変更の13件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

日程第14 議案第14号までの討論を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

- 日程第15 議案第15号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第16号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第17号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第18号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第19号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第20号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第21号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第22号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
- までの、令和6年度補正予算8件についてを、一括で討論いたします。
- 討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。
- 以上で、日程第15 議案第15号から日程第22 議案第22号までの討論を終結いたします。
-

○議長（木内秀樹君）

- 日程第23 議案第23号 令和7年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和7年度南部町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 令和7年度南部町睦合財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和7年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 令和7年度南部町簡易水道事業会計予算

までの、令和7年度当初予算、10件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第23 議案第23号から日程第32 議案第32号までの討論を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第2 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第4号 南部町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第5号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 7 議案第 6 号 南部町職員等の旅費に関する条例等の全部又は一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 8 議案第 7 号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 9 議案第 8 号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 10 議案第 9 号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 11 議案第 10 号 南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 12 議案第 11 号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１３ 議案第１２号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１４ 議案第１４号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１５ 議案第１５号 令和６年度南部町一般会計補正予算（第７号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１６ 議案第１６号 令和６年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第５号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１７ 議案第１７号 令和６年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１８ 議案第１８号 令和６年度南部町介護保険特別会計補正予算（第５号）

についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第19号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第20号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第21 議案第21号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第22 議案第22号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第23 議案第23号 令和7年度南部町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２４ 議案第２４号 令和７年度南部町指定居宅サービス特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２５ 議案第２５号 令和７年度南部町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２６ 議案第２６号 令和７年度南部町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２７ 議案第２７号 令和７年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２８ 議案第２８号 令和７年度南部町睦合財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２９ 議案第２９号 令和７年度南部町富沢財産区特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第30 議案第30号 令和7年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第31 議案第31号 令和7年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第32 議案第32号 令和7年度南部町簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第33 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第34 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和7年第2回定例会の会期の決定および所管事務調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和7年南部町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前11時03分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年3月14日

南部町議会議長

木内 秀 樹

会議録署名議員

若 林 良 一

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

